# 滋賀県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

## (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもを取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、個々の課題解決を目指し、SSWが持つ福祉的な支援方法を学校にも取り入れることで、教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る。

## (2)配置・採用計画上の工夫

学校不適応課題の大きい小学校にSSWを配置する。配置したSSWは同一市町内小中学校に必要に応じて派遣を可能とする。また、SSWおよび教職員に対し、適切な指導助言ができるスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、必要に応じて公立学校、市町教育委員会等に派遣するとともに、教職員対象の研修会を実施することで、教職員へのスクールソーシャルワーク的視点の広がりを目指す。

#### (3)配置人数・資格・勤務形態

・スクールソーシャルワーカー 11名(17小学校配置)

資格:社会福祉士(5名)、精神保健福祉士(2名)、保健師(1名)、教員免許(2名)、

教育カウンセラー(1名)、コモンセンスペアレンティングトレーナー(1名) 重複あり

勤務形態: (市) 1校あたり1日6時間、週2回(年間36~40週)

(町) 1校あたり1日6時間(年間11~20日)

・スーパーバイザー 8名 (県立学校派遣、研修会等)

資格:弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、教育カウンセラー

勤務形態:1校あたり1回につき、1~4時間 研修会1回につき、1~4時間

## (4) 「活動方針等に関する指針」 (ビジョン) 策定とその周知方法について

[内 容] 滋賀県が大切にするスクールソーシャルワーク的視点という考え方、スクールソーシャルワーカー活用事業のねらい、スクールソーシャルワーカー活用事業の特徴

[周知方法] SSW活用事業連絡協議会、学校教育の指針説明ならびに経営等連絡会、県立学校対象学校経営等協議会・学校運営等協議会

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

#### (1) 研修対象·研修回数(頻度)·研修内容

・スクールソーシャルワーク研修会(SSWが講師や助言者になり、SSWや教員の資質の向上を図る)

[研修対象]県市町立学校教員、私立教員及び市町教育委員会関係者(希望者)

〔研修回数〕年間3回(5月、7月、10月)

[研修内容] テーマ「スクールソーシャルワーク的視点を重視した児童生徒への支援」

1回目…「不適切な養育環境にある子どもに対して、学校としてできる支援について」

2回目…「不登校の児童生徒に対して、学校としてできる支援について」

3回目…「いじめの対応について」

・ワーカー研修会(SSWが研修内容を計画をして実施する自己研修会)

[研修対象] SSW [研修回数] 年間6回

[研修内容] 1回目(ソーシャルワークとは・問題行動の早期発見/講師SSW)、2回目(面接技法について/講師SSW) 3回目(いじめの構造について・医療連携について/講師SSW)、4回目(児童虐待について/講師SSW)

5回目(少年サポートセンター/現地研修)、6回目(精神保健福祉センター/現地研修)

・SV研修会(SSWが事例や課題を持ち寄りSVから指導助言を受ける)

[研修対象] SSW [研修回数] 年間6回

[研修内容] 事例検討、情報の取り扱いについて、校内組織体制の構築、滋賀の本事業のめざすもの 等

## (2) 特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会では、SSW自らが講師や助言者になることで、配置校等で教員に行う研修会の技術向上につながった。
- ・ワーカー研修会では、それぞれのSSWが得意とする分野をテーマにして話し合うことで、互いの資質の向上につながった。また、県内の施設等での研修を通じ、県内にある関係機関の周知にもつながった。

## (3) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり

○活用方法

- ・S V研修会…上記のとおり
- ・ $1\sim3$ 年目のSSWへの指導助言…対象SSWの配置校にスーパーバイザーが訪問し、日々の校内での活動やケース会議での発言等について指導助言を行う。 (1年目…年間5回、1回3時間 2,3年目…年間2回 1回3時間)
- ・SV会議…SSWの育成や教員への研修内容について、スーパーバイザーが助言を行う。(年間4回、1~4時間)

## (4)課題

研修体制を強化すると資質向上につながるが、これらの研修は配置校での配置時間内で運用しているため、配置校への勤務時間数の減少につながってしまう。これらの研修時間を見越した年度当初の配置時間数の設定が必要である。

## 【事例1】関係機関との連携のための活用事例(4、5、6)

深夜徘徊や家庭内暴力があり、登校すると教師に反発して暴力をふるう中学生男子のケースである。母親が担任に対して、本児についての相談や学校の対応批判を続けており、学校が本児と母親への対応に振り回されていた。

本児は、中学校入学時には授業や部活動に意欲を見せていたが、本人の努力に反して授業内容が理解できず自暴自棄になっていった。母親が本児への対応・助言を求めて様々な機関に相談したところ、本児に発達課題があることが分かったが、学校には十分な情報が伝わらず、本児の荒れば進んでいった。

SSWから学校に対し「関係機関との連携や支援の方向性を共有する必要がある」と、ケース会議の実施を提案し、母親の相談を受けていた関係機関(発達支援センター、家庭児童相談室、少年センター、警察、医療機関等)の参加を得て、情報共有とケースアセスメントを行った。

本児は聴覚からの情報取り込みが困難で、一斉指導の教師の言葉がほとんど聞き取れていないことや、母親も同様に相談援助者の言葉が聞き取れないことが分かった。また、母親は対応の優先順位の判断ができないため、本児を注意し追いつめていたことや、時には両親が暴力を振るっていたことも明らかになった。この情報を基に、本児と家庭への具体的な支援や対応方法について計画し、関係機関と学校で役割分担をした。

ケース会議を持ったことで各機関の母親への助言や支援の方向が定まり、母親の本児への対応が安定し始めた。本児は家庭での居心地がよくなったことで徘徊が減り、暴力行為が減少した。また、担任との個別面談に応じるようになった。

## 【事例2】貧困対策:教育と福祉の連携強化と家庭環境改善のための居場所づくり事業活用事例(①、③、④、⑥)

幼少期より身体的虐待とネグレクト通告にて児童相談所が介入したが、相談援助関係が構築できなかった。保護者はひとり親であり夜間就労のため、週の半分は夜、子どもだけで過ごす生活であった。低学年でありながら家庭で喫煙や飲酒を繰り返し、教師に対しては反社会的な行動をとっていたので、学校はSSWに相談した。保護者は学校への不信が強かったが、SSWとの面談には応じた。そして、保護者と学校が協働関係を保てるように「子ども応援会議」を定期的に実施した。SSWがファシリテートしながら、互いの関係回復と具体的なプランニングを評価し、これまで入れなかった福祉部局・教育委員会も参画できるよう仕掛けた。保護者に学校が言いにくいことを他機関が担うなどチーム対応した。結果、保護者と学校組織がエンパワーされ子どもの問題行動も激減し、学習に向かうことも一気に増えた。そして、貧困への支援として、県の社会福祉協議会のモデル事業の夜の居場所のフリースペース(福祉施設の空いたスペースで専門職、地域のボランティアとで週3時間安心して過ごせる「居場所」)を活用した。このことにより、本来保障されるべき生活を、限られた時間だが地域の大人により「育み直し」の支援ができた。数か月して、子どもたちは「がんばろうって思えてきた」と言い、登校班で登校し、素直さや頑張りが見られ表情が明るくなった。

# 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校不適応の背景を、児童の置かれた環境を含めて多面的に捉えることができ、効果的な支援となった。小学校の不登校在籍率は増加しているがSSW配置校の不登校在籍率は増加を抑えている。【表1】
- ・配置校のSSWは、配置校を中心に業務を進めてきたが、平成25年度より配置校のある市町内での活動も可能としている。そのことにより、市町内の小中学校の教員に対し、本事業の広がりを図った。SSW配置校とSV特別派遣校の学校を合わせると、小中学校ともに、県内公立小中学校の約40%の学校に対して、SSWがケース会議や研修会に参加し、スクールソーシャルワーク的視点を教員に広げるよう取り組んだ。【表2】
- ・スクールソーシャルワーク的視点を重視した児童生徒への支援について、県内の公立および私立学校教員対象に希望参加型の研修会を年間3回実施した。多くの教員が参加し、資質の向上を図ることができた。 【表3】

#### 【表1】不登校児童の平均在籍率の比較(小学校)

|        | H26  | H27  | 増減   |
|--------|------|------|------|
| 全県     | 0.48 | 0.51 | 0.03 |
| SSW配置校 | 0.59 | 0.59 | 0    |

#### 【表2】スクールソーシャルワーカーが関わった学校数

|             | H26 | H27 |
|-------------|-----|-----|
| 小学校(配置校を含む) | 77  | 90  |
| 中学校         | 28  | 38  |
| 県立学校        | 4   | 11  |
| 合 計         | 109 | 139 |

#### 【表3】スクールソーシャルワーク研修会参加者数

|     | H26 | H27 |
|-----|-----|-----|
| 1回目 | 124 | 133 |
| 2回目 | 133 | 144 |
| 3回目 | 78  | 96  |
| 合 計 | 335 | 373 |

- ・本事業の教員への広がりを図るために、市町内でのSSWの活用やSSWによる教員への研修会等を実施したところ、一定の成果は見られた。 今後は具体的な事例検討会等を重ね、さらなる教職員の資質向上を目指していく必要がある。
- ・SSWの資質向上に向けての研修体制について、今後もSSWと連携し、有意義な研修内容となるよう工夫が必要である。また、SSWの人 材確保や人材育成も事業展開していくうえでの大きな課題である。

# 京都府教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図る取組を支援するとともに、児童生徒の状況 に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施する。

(2) 配置・採用計画上の工夫

不登校や学習指導上の課題など児童生徒の実態を把握・分析し配置校を決める。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

《小学校》 26 人 教職経験者等、学校や地域の状況を理解し、児童・保護者・教職員への指導・助言ができる者 非常勤講師 週 27 時間(年間)

《中学校・府立学校》 21 人 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者 非常勤職員 週2回、 1回6時間(年間35週)

(4) 「活動方針等に関する指針」 (ビジョン) 策定とその周知方法について

配置の趣旨、期間、職と職務、スーパーバイザーについて、守秘義務と活動状況報告書等を定め、配置校 とスクールソーシャルワーカーに文書や口頭で周知する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
  - ・スクールソーシャルワーカー、市町教育委員会担当者、校内コーディネーター
- (2) 研修回数 (頻度)
  - ・年4回(5月、7月、10月、3月)の全体連絡協議会
  - · 地域別連絡協議会(一部地域)
  - ・スーパーバイザー巡回相談
- (3)研修内容
  - ・効果的な活動が展開されるように交流協議、事例研や講演を行うなど、スクールソーシャルワーカーの 資質向上に努めている。
  - ・市町教育委員会担当者や校内コーディネーターを含めた研修会も実施している。
- (4) 特に効果のあった研修内容
  - ・各スクールソーシャルワーカーより提出された支援事例を中心とした事例研。
  - ・学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策についての講演。
  - ・スーパーバイザーによる、不登校児童生徒への支援に関する中間報告の概要と児童生徒の支援の在り方 についての講演。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
- ○SVの設置
  - ・小学校1名、中学校2名を設置
- ○活用方法
  - ・配置校への巡回相談を行い、ケースへの対応を行ったり、活動や連携の在り方等についての研修会等を 実施したりしている。(個々のケースについては、メールや電話を活用して、きめ細かい指導や助言が 受けられるような体制をとっている。)
- (6) 課題
  - ・スクールソーシャルワーカーの資質向上とコーディネーター機能の向上に向けた研修会開催の必要性

#### 【事例1】不登校のための活用事例(③)

- ○不登校でコミュニケーションが取りづらい。小学6年時保健室登校。中学校に入り6月から別室や夜間登校を していたが、2年時は家に引きこもり一人ゲームなどをしている。家庭環境は、母子家庭であり、家の中はも のが片付いていない状況にあり、生活習慣の乱れも見られる。
- ○校内ケース会議を実施し、本ケースの不登校、関係の取りづらさなどは本人の課題と家庭環境、保護者の問題が大きいと考えられるため、要保護児童対策地域協議会ケース会議での検討や支援の方向性を確認する。
- ○学校が保護者と面談し、保護者の思いを聞き、応援していることを伝えたり、町が所有し土木課が管理する住宅に居住しているため、土木課に家庭との連携を依頼したり、子育て支援課に保護者支援の依頼をするなど、学校とSSWが土木課や子育て支援課と連携をしながら具体的な支援の方法を共通確認する。
- ○学校、子育て支援課、教育委員会が参加したケース会議を行い、情報共有をし、不登校生徒として教育委員会から依頼をされた子育て支援課が保護者と面談をするなど、子育て支援課と保護者との関係づくりを進めた。
- ○SSWが軸となって、学校・家庭・関係機関を結ぶことができた。今後も本人の思いの確認や登校への支援を 行い、進路に向けた課題の共有を図りながら、関係機関との継続的な連携強化が必要である。

## 【事例2】貧困対策のための活用事例(①)

- ○特別支援学級在籍。立ち歩きや教室からの飛び出しなどがあり、学習の基本的な知識が定着していない。また、 学習に対して意欲や関心が持てない場面も多い。母親は精神面が不安定で、子育てや家庭生活、人間関係の構 築などで困難な面が見られ、経験の弱さから子どもを支え、指導することが難しい。
- ○SSWが小学校でのケース会議において、本児に関する情報整理、福祉面等、多角的な視点からのプランニングを行い、担任が本児の学習支援や生活指導、母との連携を進め、担任外の教職員が教室を飛び出した時などの声かけ、寄り添い、指導を行うなど具体的な支援と役割分担を行う。家庭に関する不足している情報や本児についての情報を管理職とSSWで要保護児童対策地域協議会に聞き取りに行く。
- ○福祉課・生活保護課・民生児童委員とも連携を行い、家庭内の状況把握や家庭とのつなぎをつくることができ、 生活保護受給にもつながった。。
- ○定期的な要保護児童対策地域協議会のケース会議に出席し、家庭内の状況について、学校外からも情報を得る ことにより、本児とともに家族や母自身のアセスメントに活かすことができた。
- ○本児の中学校入学後の学習保障と自立に向けた継続的な支援が必要であることから小中の連携をさらに深め、 母の就労や子育て、生活などの支援面においても要保護児童対策地域協議会との連携を一層強くしていかなけ ればならない。

## 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・ケース会議を1校あたり年間平均26回開催するなど、スクールソーシャルワーカーと校内職員をはじめ関係機関との連携が進み、専門性を生かした支援が行われた。特に管理職、生徒指導担当、養護教諭、SCとの連携など、課題解決が難しいケースについて取組が進められ、全体の約30%のケースが解決あるいは好転となった。

- ・スーパーバイズを生かしたスクールソーシャルワーカーの資質向上と、校内のコーディネーター機能 や協働体制を充実させること。
- ・校内及び関係機関等とのケース会議をさらに充実させ、課題解決に当たること。
- ・子どもの学習・生活を支援するネットワークの構築と、スクールソーシャルワーカーを配置していない学校の保護者や児童生徒への支援ができる体制づくりをさらに進める。

# 大阪府教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

#### (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

〇いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、 社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うために、政 令指定都市、中核市を除く府内の各市町村にスクールソーシャルワーカー〈以下 SSW〉を配置する。

## (2) 配置・採用計画上の工夫

○各市町村教育委員会の昨年度までの活用状況や活用計画等に基づいて計画的に派遣する。

※配置型…あらかじめ指定した学校に配置 巡回型… 配置された域内の学校を定期的に巡回派遣型…生起した事象に応じて随時市町村教育委員会から学校に派遣 拠点校型…特定の学校を拠点に、必要に応じて他の複数の学校を担当

- ○SSWの資質の維持向上のため、毎年度公募審査を行う。
- (3)配置人数・資格・勤務形態
- ○配置人数 35人
- ○所有資格(複数所有あり)
  - 社会福祉士…26人
- 精神保健福祉士…16人
- ・臨床心理士…7人
- ・教員免許所持者…10人

#### (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

- ○これまでの活用事例の実践をまとめた「スクールソーシャルワーカー活用ガイド」を府内全公立小中学校、市町 村教育委員会に配付し市町村におけるSSWの活用促進を図っている。
- ○年度当初より、事業関係者(市町村教委・全SSW)に各所管小中学校の状況等を踏まえた計画的な活用を求めるとともに、進捗状況を月ごとに把握している。
- ○系統立てた研修を年間計画に沿って実施するとともに、定期的に開催する連絡会において国や社会の動向の情報 提供及び事業の方向性について確認する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

## (1) 研修対象

○SSW、チーフSSW、市町村教育委員会担当指導主事

## (2)研修回数(頻度)

- ○連絡会(兼研修)年間8回 育成支援研修 年間7回
- ○グループスーパービジョン (SSWスーパーバイザー〈以下 SSWSV〉による相談会) 年間6回

#### (3) 研修内容

- ○講義(不登校・児童虐待防止・要保護児童対策地域協議会〈以下 要対協〉・いじめ・警察機関との連携・小中連携 等)
- ○モデル事例検討(アセスメント・プランニング・ケース会議の進め方)
- ○グループワーク (協議、情報交換)

#### (4)特に効果のあった研修内容

- スクールソーシャルワーカー育成支援研修…大阪府3年目以内のSSWを対象に行った研修。講義とグループワークを中心にSSWとしての基本的部分に絞って研修をすることができた。
- ・SSWSVグループスーパービジョン・・・SSWSVよりSSWに対して、実際の対応ケースについて直接指導・助言を受ける場を設けることで、SSWの資質向上や対応力の向上をめざした。

## (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- **OSVの設置** ・弁護士、臨床心理士、社会福祉士の資格を有する者、小・中学校の管理職経験者
- **○活用方法** ・連絡会においては、SSWに対して、福祉・心理・司法・教育の専門性をいかした助言をしたり、相談を受けたりする。

#### (6)課題

・SSWの経験や活動年数等によって個々のスキルに差がでてきており、多様化・複雑化する問題行動やいじめ・ 児童虐待等さまざまな課題に対応できるSSWの専門性の向上が大きな課題である。育成支援研修やグループ スーパービジョンを行ったが、今後も引き続きその内容や連絡会の持ち方、SSWや各市町村のニーズを踏ま えた研修を実施していく必要がある。

## 【事例1】支援のための活用事例(①貧困対策〈家庭環境の問題〉⑥その他〈心身の健康〉)

体調不良を訴えて保健室へ毎日行く児童。小学校では今年度スクールカウンセラー〈以下 SC〉、SSWが勤務する日に合わせてケース会議を行うことを年間計画で決めており、当該児童の1回目のケース会議では、家庭環境について情報共有をした。その結果、母が子どもたちの体調不良を訴えて病院受診に付き添っており、特に幼稚園のきょうだいは登園させていないことが分かった。また、関係機関を含めて家庭への支援を考えるため、要支援児童として市の要対協で扱ってもらうことをSSWから提案があった。2回目のケース会議を要対協主催で行い、関係機関と情報共有を行うことで、母が若年出産でフォローを受けていたことや家庭の状況、母が病院に話す内容と学校や幼稚園に話す内容が違っていることが分かった。その後、学校と関係機関が定期的に連絡を取り合い、SSWは出勤時に必ず経過を確認して、会議の開催や関係機関への報告のタイミング・報告内容について小学校、幼稚園と協議している。これまでは、小学校だけでは家庭のリスクアセスメントを考慮できず、要支援児童として扱い、関係機関を含めて支援をするという視点に至らない可能性があったが、SSW、SCが入ったことで家庭の持つリスク、母の行動の矛盾点について整理することができ、途切れていた他機関からの支援に再度つなげることもできた。

### 【事例2】支援のための活用事例(①貧困対策〈家庭環境の問題〉 ⑥その他〈発達障害等に関する問題〉)

乱暴な素行を繰り返す児童。社会的な基本的ルールを守ることが出来ず、周囲に制止されると手や足が出てしまい、友人との間にトラブルが生じてしまう。ケース会議には校長、教頭、担任、特別支援学級担任、こども支援コーディネーター、SSW、SC、小学校アドバイザー(校長OB)、市教委指導主事が参加。まずSSWが状況の整理を行い、SCとSSWが当該児童のアセスメント、また暴力の背景を含めた見立てを行った。SSWによるプランニングの中で、学校の役割として①特別支援学級においてクールダウンできるような工夫②苦手科目と得意科目を織り交ぜた学習による理解定着③担任とアドバイザーから、日常の生活の中でできたこと、我慢したこと、以前注意されたことを守っていることを評価し、自尊感情を上げるように関わる、ことを決定。SSWは、家族の健康状態に関わって母親の愛情不足による愛着課題という見立てから保健所との連携や家庭支援を行った。役割分担を明確にしたチーム対応により、児童の状況は好転、暴力も減少してきている。

# 【事例3】支援のための活用事例(①貧困対策〈家庭環境の問題〉 ④児童虐待⑤暴力行為⑥その他〈発達障害等に関する問題〉)

授業中離席し、教室外に出て徘徊するなど不適応行動を頻繁に起こす児童。SSWより校内ケース会議の開催を提案し、管理職、担任教員、SSW、SCが参加。ケース会議では、本児の情緒的発達、家庭背景等に重複した課題があること、そのため家庭環境や保護者の考え等さらなる情報収集の必要性があるというアセスメントを行った。その後、SSWと担任教員、管理職が保護者との面談を実施。その結果、夜間放置があるなど本児の養育環境において様々な課題がある事が明確になった他、家庭の経済問題や家族関係のしんどさ、本児の家庭での言動から発達課題について保護者が心配していることなどが分かった。そこで、校内ケース会議を再度開催し、①管理職とSSWが要対協と連携②担任教員が保護者の安定した関係の構築③SCによる本児の継続面談④SCとSSWの勤務日に合わせて月一回程度のケース会議の実施、以上4点のプランを立て、以降もSSWが継続して対応している。

# 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・不登校、児童虐待等に対応するため、学校と福祉機関等をつなぐSSWを市町村に計画的に派遣し、相談件数は 2,450件(H17)から4,729件(H27)に、対応ケース数も417件(H17)から1,414件(H27)に、校内及び連携ケース会議も422件(H17)から1,105件(H27)と増加している。このようにSSWの活用及びケース会議の必要性は高まっている。
- ・SSW活用のニーズが高まるにつれ、市町村単費でのSSW事業を行う動きも増加し、本府のSSW活用事業をモデルとして、平成27年度は政令市を除く31市町村(76%)が取組みを進め、より密着した児童生徒へのケースに対応ができるようになってきている。

- ・近年、小学校において暴力行為を始めとする生徒指導上の課題が増大している。この状況の改善に向けては、個別の教員が一人で抱え込まず、組織で課題に対応するチーム体制の構築が必要となる。そのチームの一員としてSSWが専門家として加わることで、より効果が高まると考えている。
- ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題について、SSWがかかわったケースのうち、解決もしくは好転したケースは20.1%、継続支援中のケースは74.9%とケース改善の困難さが表れており、SSWの専門性の向上が求められている。そのためにスクールソーシャルワーカー連絡会及び育成支援研修の計画的な実施を重ねていくことに加えて、グループスーパービジョンの充実や活動レポート提出による資質向上を今後ともすすめていく。

# 兵庫県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
  - ・児童虐待や問題行動等の背景にある、児童生徒を取り巻く環境へ対応し、学校と地域・家庭や福祉関係機 関との連携強化
- (2)配置・採用計画上の工夫

各教育委員会や学校等からの要請により派遣する「学校支援チーム」の一員として、学校関係OB・警察 関係OBとともに県内6カ所にある教育事務所に配置

- (3)配置人数・資格・勤務形態
  - ① 配置人数 9名
  - ② 資 格 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者のうち、教育に関係した経験の実績を有する者
  - ③ 勤務形態 週29時間
- (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

活動方針等に関する指針となる「SSWの効果的な活用のために」を作成し、県教育委員会のホームページで公開

# 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

#### (1) 研修対象

- ① 平成27年度 全県生徒指導担当教員等研修会(生徒指導担当教員、不登校担当教員、児童生徒支援教員(生徒指導)、学校支援チーム(学校関係OB、警察関係OB、SSW)、各教育事務所担当指導主事等)
- ② 第1回 スクールソーシャルワーカー連絡協議会(SV、SSW、各教育事務所担当指導主事等)
- ③ 第2回 スクールソーシャルワーカー連絡協議会(SV、SSW、県教育委員会指導主事)
- (2)研修回数(頻度)

全県研修(年3回)

- (3) 研修内容
  - ① 全県生徒指導担当教員等研修会
    - ・実践発表「いじめを決して許さない集団づくり実践事業推進校の取組」 たつの市立揖保川中学校、篠山市立西紀北小学校
    - ・講演「こども家庭センターの機能と役割」について

講師:兵庫県健康福祉部こども局児童課

・講演「学校と警察との連携」について

講師:兵庫県警察本部少年育成課

- ② 第1回スクールソーシャルワーカー連絡協議会
  - ・協議「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために」(冊子)の改訂

講師:SV 半羽 利美佳(武庫川女子大学 准教授)

- ・SSWによる班別協議 (活動の成果と課題について等)
- ③ 第2回スクールソーシャルワーカー連絡協議会
  - ・SSWによる事例報告及び協議、情報交換
  - 事例検討

## (4) 特に効果のあった研修内容

- ・全県生徒指導担当教員等研修会の「こども家庭センターの機能と役割」についての講演では、こども家庭 センターの役割や効果的な活用等について改めて確認することができた。
- ・2回実施した連絡協議会では、各スクールソーシャルワーカーが具体的な事例を発表し、スーパーバイザーによる助言等により効果的な対応方法を学ぶことができ、それぞれの資質向上につながった。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
  - S V の設置 あり
  - ・活用方法 各SSWに年2回指導・支援を実施

## (6)課題

スクールソーシャルワーカーの経験や活動年数によってスキルの差が見られる。複雑化・多様化する児童 生徒や学校の課題にタイムリーに対応できるよう、各関係機関との連携強化を含め個々のスキルのさらなる 向上を図る。

### 【事例1】保護者の養育力低下への対応のための活用事例(①貧困対策)

6年生男子児童A(ADHDの診断)は、2年生の時から母親と2人で暮らしている。高3の姉は児童養護施設、中2の兄は姉とは別の児童養護施設に入所している。家の中はゴミが散乱し、足の踏み場もなく不衛生な状態である。そのため家庭では、Aが落ち着いて勉強に取り組める場所がなく、家庭学習ができる環境ではない。母親も発達障害の傾向があり、対人関係が築きにくく、以前、ホームヘルプ支援を受けていたこともあるが、トラブルを起こし契約ができない状態である。

Aが中学校に進学するにあたり、これまで以上の支援が必要となるため、市教委からの要請を受け、関係機関(こども家庭センター、市社会福祉課、市教委こども育成課、市教委学校教育課)と情報共有し支援の在り方や方向性について協議を行った。

SSWは、学校にはAが服薬の影響で給食を食べられないことなど医師からの治療方針を学校生活での支援に生かすように助言した。母親には家を片づけたい意思はあるので、その思いを大切にしながら、再度ホームヘルプ支援につなぐことやAへの支援について説明した。

多くの関係機関と協議することにより、母親の特性、母親がAを大切にしている思い、Aの状況などの情報共有ができ、学校と関係機関とが連携した支援の方向性を確認することができた。

## 【事例2】家庭内暴力の対応のための活用事例(⑤暴力行為)

中学3年生男子生徒B(広汎性発達障害の診断)について相談したいと来校した母親との面談中に、母親の腕、足等に広範囲におよぶ新旧の酷いあざを発見した。母親に尋ねたところ、母親は「Bにされた」と明かした。

SSWは、母親との面談を一時中断し(母親には別室で待機)、教頭、学年主任、学級担任、SSWと緊急に母親への対応について検討した。『母親の生命と身体に危険が及ぶ恐れがある』との判断で一致し、母親には、Bの医療機関への受診と警察での相談について説明した。母親は了承し、即行動することを決意した。さらに校内ケース会を開催し、それぞれの役割分担を確認した。生徒指導担当教員とSSWは、母親が警察に相談する前に事前に情報提供すること、警察には母親からの相談や緊急時の対応について協力すること、担任には母親に寄り添い警察に同行することを確認した。

Bの入院によって母親は精神的にゆとりをもち、心身ともに落ち着くことができた。また、Bも入院を機に 服薬管理もできるようになり、高校受験に向けて前向きに励むことができるようになった。

## 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・児童生徒や学校を支援するネットワーク体制が一層強化され、効果的な支援が可能となった。
- ・学校支援チームの一員として、学校関係OAや警察関係OBと異なる視点からの見立てや助言を行うことにより、多面的・多角的な支援を行うことができた。

|      | 平成27年度 | 前年度差   |
|------|--------|--------|
| 電話相談 | 158件   | (+20)  |
| 面接相談 | 2122件  | (+889) |
| 児童虐待 | 151件   | (-19)  |

※県内6教育事務所実績値

## (2) 今後の課題

・ 学校だけでは、解決困難なケースついて、よりきめ細かな対応を図るため、本県では平成28年度から市町SSW配置補助事業を実施し市町が配置するSSWに係る経費の一部を補助することにした。平成31年度には、指定都市・中核市を除く全184中学校区に配置を目指す。そのため、各市町での人材確保と個々のSSWの資質の向上が急務となっている。

# 奈良県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

## (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置及び派遣し、教育相談体制を整備する。

## (2)配置・採用計画上の工夫

前年度の「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果や市町村教育委員会等との連絡・連携の中での情報交換、また、学校訪問による聞き取りや状況把握等をもとに配置及び派遣を計画する。また、採用については、年度毎に社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者を対象に公募を行い、提出書類及び面接試験により選考を行う。

## (3) 配置人数・資格・勤務形態

人 数:3名(1高等学校、3市2町)

資格:社会福祉士、精神保健福祉士等

勤務形態:週1回4時間、年間35週(年間140時間)

## (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

本事業の実施に係る内容については、実施要領及び配置要領により定めている。

スクールソーシャルワーカー及び派遣校担当者、派遣校を管轄する市町教育委員会担当者を対象とした 連絡協議会やスーパーバイザーを講師に招聘しての研修会等において周知を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

## (1) 研修対象

スクールソーシャルワーカー及び派遣校担当者、派遣校を管轄する市町教育委員会担当者等。

## (2) 研修回数(頻度)

年5回実施。

## (3)研修内容

連絡協議会:スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法について説明を行うとともに、派遣校の現 状等について情報交換等を行うことで、効果的な活用等に係る検討を行った。

スーパービジョン会議: スーパーバイザーがスクールソーシャルワーカーに対してスーパービジョンを 行い、専門性と実践力の向上を図った。

### (4)特に効果のあった研修内容

講演会:スーパーバイザーが、スクールソーシャルワーカー及び派遣校担当者、派遣校を管轄する市町 教育委員会担当者等に対して講演を行い、効果的な活用等についての理解を深めた。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置:有り(1名)

活用方法: スクールソーシャルワーカーに対する指導及び助言を行うとともに、研修会や連絡協議会等における講師等を務めた。

#### (6)課題

スクールソーシャルワーカーから報告のあった事例をもとに、スーパーバイザーを招聘しての資質向上 に向けた研修会やスーパービジョン会議等を適宜開催できるように努めること。

## 【事例1】希死念慮の訴えに対して医療機関と連携した活用事例(①、⑥)

高等学校3年生男子生徒。祖父母と生活している。

以前に在籍していた学校は、不登校から休学し、その後、退学した。

現在の学校に入学後は順調な学校生活を送っていたが、日常生活における不安等の積み重なりにより、希死念慮を訴えるようになった。

本人の現状や学校が本人や祖父母と相談した内容等について、SSWも加わって校内でケース会議を行い、本人の通院に祖父母、学校及びSSWが同席した。病院では「統合失調症」と診断された。病院からの説明やSSWからの助言等に、本人及び祖父母も納得・安心し、その後は入院による治療を行うこととなった。

SSWからは、祖父母及び学校に対して、以後の支援体制や病院との連携等について助言があった。

## 【事例2】母親の不安の解消と女子児童の安定した登校に向けた活用事例(①、③、⑥)

小学校2年生女子児童。両親と姉の4人家族。

姉が家で引きこもっている様子があり、このことをきっかけに母親は当該女児の体調面を極端に心配するようになった。母親は、女児の送迎や授業への同席を頻繁に行っていたが、学校を休ませることも多く、ドクターショッピングも繰り返していた。診断結果はいつも問題なしであった。

SSWは、女児の教室内での様子を観察し、また、担任等への聴き取りも行った。女児は、表情に乏しく、他の児童との交流もほとんどなかった。

SSWの見立てでは、母親は女児の世話をすることで、承認や注目等を得ようとしている様子があり、このことからも母親への労いが必要であると考え、担任を中心に複数人で家庭訪問等を行って対応した。また、地域の子育て支援に係る機関等とケース会議を行い、父親の家庭内での関わりについて情報収集し、母親の支援や女児の登校に向けた検討・対応を行った結果、母親に一定の安定が感じられるようになり、女児の登校の機会も増えた。

## 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ○支援の対象となった児童生徒数:小学校 60 名、中学校 28 名、高等学校 93 名、特別支援学校 1 名
- ○教職員等とのケース会議の開催回数:148回
- ○関係機関等とのケース会議の開催回数:11回
- ○連携した関係機関等:児童家庭福祉の関係機関9件、保健・医療の関係機関2件、

警察等の関係機関2件、司法・矯正・更生保護の関係機関2件

教育支援センター等の学校以外の教育機関1件、その他の専門機関6件

- ○スクールソーシャルワーカーの採用拡充を図ること。
- ○スクールソーシャルワーカーの役割についての周知を図ること。

# 和歌山県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

## (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動等の状況や背景に複雑に絡み合っている 児童生徒の環境の問題に着目して働きかけたり、学校と関係機関等との連携を一層強化するためのコーディ ネーター的な役割を担ったりできる人材を、市町村教育委員会や県立学校に派遣することによって、問題を 抱える児童生徒の課題解決を図る。

## (2) 配置・採用計画上の工夫

県教育委員会が採用し、各市町村教育委員会及び県立学校に派遣する。

派遣する市町村教育委員会については、スクールソーシャルワーカーの配置希望について照会するとともに、配置を希望する市町村教育委員会及び配置の必要があると県教育委員会が判断する県立学校について、活用計画書の提出を求める。活用計画書及び地域の状況に応じて、配置日数等を考慮し、配置する。

## (3)配置人数・資格・勤務形態

23市町村3県立学校 のべ29人配置

実人数23人(社会福祉士11人、精神保健福祉士5人、教員免許状15人)

## (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカーの視点」(リーフレット)

活動の基本理念、課題解決に向けたプロセス、ケース会議の意義やもち方、スクールソーシャルワーカーの活動形態を示す。4月の連絡協議会での配付・周知。管理職研修等における配付・講義等。

# 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

#### (1)研修対象

スクールソーシャルワーカー、市町村担当指導主事、県立学校管理職・コーディネーター等

## (2)研修回数(頻度)

連絡協議会 (2回)、全体研修会 (1回)、社会福祉士会研修 (2回)、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修 (1回)、ブロック研修 (4 ブロック×2回)、グループスーパービジョン  $(4\Theta)$ 

# (3) 研修内容

活動の基礎基本、ソーシャルワークの倫理・価値、他府県からの学び、課題共有と連携強化、精神保健福祉の理解と支援、活動状況の把握、事例検討、振り返りと次年度への引継ぎ 等

#### (4) 特に効果のあった研修内容

## 「社会福祉士会研修」

対人援助職の価値と職業的立ち位置の共通理解を図るための講義を行った。

ソーシャルワーカーとしての基本姿勢や倫理綱領に基づいた職責の理解の深化につながった。

#### 「グループスーパービジョン」

各ブロックでチーフに位置付けているスクールソーシャルワーカーが事例を持ち寄り、チーフによるケース検討会及びスーパーバイザーに助言してもらうチーフ研修を位置付けたことにより、ケースを見立てる力やアセスメント力の向上につながった。

# (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 4名

**〇活用方法** チーフ研修における助言、研修会講師、県スクールソーシャルワーカー活動体制に 対するスーパービジョン

(6)課題 開催場所や時期、勤務とのバランス

## 【事例1】校内連携による課題解決のための活用事例(①家庭環境、③不登校)

- · 中学校 2 年女子
- ・生活管理ができない環境で小学校時代を過ごす。成長につれ、入浴や着替えは自力でできるようになってき たが、コミュニケーションに課題がある。中学校に進学後、遅刻や欠席が増加した。
- ・管理職・担任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーにより、校内ケース会議で 情報共有と支援策を検討。学級の課題解決に向けた取り組みを実施する一方、別室登校ができるよう、校内 環境を整備し、養護教諭やスクールカウンセラーが重点的に関わるよう働きかける。
- ・保護者を交えたケース会議を実施し、スクールソーシャルワーカーによる母親の養育支援や、本人のソーシャルスキル向上に向けた支援を保護者とともに検討する。
- ・本人の気持ちを中心に据えた支援と、「よいクラスづくり」の取組を丁寧に繰り返すことにより、徐々に学 級に戻れるようになった。

## 【事例2】家庭環境改善と本人の自立支援のための活用事例(①家庭環境、③不登校)

- · 高等学校 3 年女子。
- ・中学校時代不登校。支援学級に在籍しており、療育手帳B2。高校進学後も不登校傾向が続く。
- ・母親は精神的に不安定で、家計のやりくりに課題がある。就労している次女がキーパーソン。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが、母親と本人と面談。母親に、福祉相談窓口の紹介 や福祉制度、家計や生活についてのアドバイス、療育手帳の更新について説明する。
- ・卒業後の進路に向けて、福祉施設の情報収集、施設訪問・見学を行う。
- ・母、次女、管理職、コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関で繰り返し連携ケース会議を行い、家庭支援や本人の進路実現に向けた働きかけを検討する。
- ・本人の意思と家族の意向を確認しながらの段階を踏んだチーム対応により、徐々に本人に明るい表情が見られるようになり、コミュニケーション力も向上した。5月以降、継続して登校できており、漢字検定やスピーチコンテスト、ボランティア、アルバイト等にも意欲的に取り組んでいる。

## 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

#### ※ケース会議件数の推移

|      | H 2 1 | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 校内連携 | 7 6   | 1 4 8 | 174   | 2 3 7 | 278   | 3 4 2 | 4 9 9 |
| 機関連携 | 1 5 4 | 1 0 2 | 1 3 4 | 1 4 5 | 2 2 5 | 1 5 4 | 2 5 5 |

スクールソーシャルワーカーの働きかけにより、様々な角度から児童生徒の状況を捉え、見通しや 目的意識を持って支援策を協議することの重要性の認知が促進し、チーム支援体制の強化につながって いる。

- ・専門的資格を有する人材の確保、人材育成、専門性の向上
- ・雇用条件の改善、身分保障、環境の整備

# 鳥取県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

# (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉分野における専門的な視点の、児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動
- ・問題を抱える児童生徒の置かれた家庭環境等の改善に向けた、関係機関との連携推進
- ・不登校問題の解決及びひきこもりを含めた長期欠席者への対応等

## (2) 配置・採用計画上の工夫

- ・事業実施している市町に県から補助金を交付。各自治体の実情に合わせて週時間数及び年間時間数を設定
- ・スクールソーシャルワーカーの活動の拠点として、市町村教育委員会に事務局を設置
- ・具体的な研修や活動の内容については、各市町教育委員会が実情に応じて計画
- ・県立高校においては、東・中・西部各地区の1校に拠点校方式でスクールソーシャルワーカーを配置

## (3) 配置人数・資格・勤務形態

- ・市町教育委員会ごとに配置人数、勤務形態等が異なる(県3名、12市町26名配置(県との重複あり))
- ・資格(重複あり) ①社会福祉士10名 ②精神保健福祉士2名 ③その他社会福祉に関する資格1名 ④教員免許14名 ⑤心理に関する資格3名 ⑥その他SSWの職務に関する技能の 資格0名 ⑦資格を有していない2名

## (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

- ・策定していないが、策定予定である。
- ※現時点では、連絡協議会等で SSW・地教委・学校それぞれの立場においての活動方針等を周知している。

# 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

## (1) 研修対象

<県教育委員会主催>

- ・関係市町教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業担当者
- ・スクールソーシャルワーカー
- 参加を希望する市町村教育委員会関係者
- ※市町教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施

## (2) 研修回数(頻度)

<県教育委員会主催>

2 回

※市町教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施

#### (3) 研修内容

< 県教育委員会主催>

・講義「SSW活用事業の効果的な運営について」

「スクールソーシャルワーカーの役割と機能」

・情報交換:担当地域での活動の様子やそこから見えてきた課題への対応について 課題解決のためのよりよい体制づくりについて

※市町教育委員会

例:アセスメントやプランニング方法に関する研修、教育と福祉との連携方法に関する研修等

## (4) 特に効果のあった研修内容

・国立教育政策研究所の中野澄総括研究官を講師に招き、教育委員会の指導主事が戦略を持ってスクールソーシャルワーカーを活用するための示唆を受けた。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OS V の設置: あり

○活用方法:①県のスクールソーシャルワーカー活用指針策定に向けての助言、②校長会や管理職研修においての研修講師、③事業活用自治体担当者への活用戦略についての助言、④新任スクールソーシャルワーカーへの基礎的な理論研修及び助言、⑤連絡協議会(年2回)、育成研修(年3回)での研修講師、⑥事業活用自治体への巡回によるスクールソーシャルワーク活動全般への助言や支援、⑦対応困難な事例についての相談や適切な助言

## (6)課題

・事例の多様化、複雑化した相談が増えてきている状況のもと、スクールソーシャルワーカーへの要請が増えることが予想されるため、スクールソーシャルワーカーのスキルアップ及び人材確保が求められる。

# 【事例】チーム学校体制構築のための活用事例(①貧困対策、③不登校、④児童虐待)

- ・スクールソーシャルワーカー (SSW) 3名を非常勤職員として教育委員会内に配置する。相談室を設けて、SSWの活動拠点とする。
- ・SSW: 社会福祉士等有資格者2名, 教員OB (元LD等専門員) 1名を配置する。
- ・内2名のSSWは、スクールカウンセラー(SC)の学校巡回日に合わせ、各小中学校に計画的に 配置する。SSWとSC、教職員との連絡・連携がより密接になるように、一部学校配置型の勤務 体制とする。
- ・SSWは、校内のケース会議や要保護児童対策地域協議会の会議において、個別の児童生徒の状況 や問題点の把握・確認、支援方針の確立や役割分担の決定について指導助言を行う。
- ・毎月定例のSSW会議を開催し、3名のSSWと教委担当者が相互に情報を共有した上で関係機関との効果的な連携のあり方や支援方策について協議し、課題の早期解消に向けて、校内ケース会議開催を支援したり、校内のチーム体制構築を支援したりする。内1名は、スーパーバイザー的役割を担う。
- ・教育支援センター相談員をスクールソーシャルワークサポーター (SSWS) として任用し、対象学校教員、SSW、SC等と協働し、不登校児童生徒の環境改善の支援を行う。
  - ※SSWS:教員OB3名を配置し、曜日交代勤務とする。
- ・毎月第2火曜日に、教育支援センター定例会を設定し、対象児童生徒の状況確認・支援方策の検討等を SSW・教委担当者とともに行う。

## 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会関係者、学校関係者がともに研修を深めることにより、 問題解決に向けての支援会議等、具体的な動きについて共通理解がなされるとともに、関係機関とのスム ーズな連携が可能な体制づくりが年々充実してきている。配置市町村教育委員会独自の研修、県教育委員 会主催のスクールソーシャルワーカー育成研修も実施され、人材確保・人材育成の成果が期待できる。

## (参考) A町教育委員会の報告より

- ・支援の対象となった児童生徒数 小学校38名(うち継続者22名)、中学校33名(うち継続者28名)
- ·不登校関連24件(解決8件、好転7件、支援中9件)
- ·児童虐待関連23件(解決9件、好転7件、支援中7件)
- ・教職員とのケース会議(開催回数24回、ケース52件、参加教職員数108名)
- ・関係機関とのケース会議(開催回数24件、ケース40件、参加賞職員数103名、関係機関100名)
- ・スクールソーシャルワークに全教職員の共通理解が進み、全校体制での取組が定着してきた。
- ・教職員の視野が広がることで、潜在する事案をケースとして取り上げることができた。
- ・関係機関と定期的な情報交換を行い、学校との明確な役割分担をして、組織的に対応することで、対象 の児童生徒及び家庭に対して効果的な支援を行うことができた。

- ・県としても、平成31年度までに県内全19市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する方針を掲げて動いているが、28年度までに配置できた市町村は19市町村のうち15市町である。未配置の4町村の配置しない、又は配置できない理由としては、有資格者等の人材不足や雇用条件の問題、人材育成等の課題が挙げられている。
- ・社会福祉士等の資格を有している者でも学校現場での経験が少ないことで、学校環境や児童生徒・教職員 との関係づくりにはある程度の時間がかかっている。
- ・学校組織や体制の見直し、及びスクールソーシャルワーカーとの効果的な連携について改善を重ね、県としてのスクールソーシャルワーカー活用指針等を作成し、詳細な活用計画を作成する必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップを図るため、研修や情報交換の場、それに参加できる校内の 体制づくりが必要である。

# 島根県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

## (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県内における小・中学校の不登校児童生徒数は、全国的に割合が高く、県教育委員会としても重要課題として取り組んでいる。また、家に引きこもりがちな子どもの増加や児童虐待による児童養護施設等への入所数の増加については、学校関係者だけの対応では限界がある。そこで、平成20年度から福祉的な視点による課題の整理や福祉制度を活用した環境調整を行うことのできるスクールソーシャルワーカー活用事業を市町村に委託することにより事業展開を図った。平成27年度は、18市町に委託を行い、校内の教育相談体制の整備、関係機関との連携の強化により学校の課題解決力の向上を目指した。また、県立学校においては、2校の定時制高校に平成24年度より配置をしている。平成26年度より2校以外の県立学校に対しても、要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。

## (2)配置・採用計画上の工夫

- ・[小・中学校] 委託している市町村の実態に応じて予算配分し、市町村で配置を行っている。離島、中山間地域では複数の町を兼務している者もいる。多くの市町が派遣型、巡回型の勤務形態である。
- ・[県立学校] 定時制高校に2校配置している。その他の県立学校については、学校の要請に応じて派遣できるよう、各市町のスクールソーシャルワーカーに委嘱している。さらに県社会福祉士会に協力を依頼し、会に所属している社会福祉士を県スクールソーシャルワーカーに委嘱している。

### (3) 配置人数・資格・勤務形態

- ・市町配置(18市町)…実29名(①社会福祉士1名、②精神保健福祉士3名、③その他社会福祉に関する 資格1名、④教員免許7名、⑤心理に関する資格9名、⑥その他SSWの職務に関する技能の資格0名、⑦ 資格を有していない8名)
- ・県立学校配置、県スーパーバイザー…4名(①社会福祉士1名、③その他社会福祉に関する資格3名)
- ・県立学校派遣…市町のスクールソーシャルワーカーのうち、25名に委嘱。
- (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカー活用事業委託要項に事業の趣旨・実施方法(配置、選考、任用、職務、勤務形態、スーパーバイザーの派遣、連絡協議会の開催について等)・委託期間・委託手続・委託経費・事業完了の報告等を示している。

# 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

#### (1) 研修対象

- ・県内のスクールソーシャルワーカー ・市町教育委員会の事業担当者
- ・県立学校配置校の事業担当者
- (2) 研修回数(頻度)
  - 研修会(年2回)・個別のケースに対するスーパーバイズ(必要に応じて)
- (3) 研修内容
  - ・県スーパーバイザーによる講義・事例検討・県福祉部局担当者による講義・演習
- (4) 特に効果のあった研修

実際にあった事例をもとに、その対応や支援の在り方についてグループ協議、全体協議を行ったことで、 様々な見立てや多様な視点からの支援を共有でき、協議内容が深まった。

- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
- 〇スーパーバイザーの設置

県教育委員会に2名(東部地区1名、西部地区1名)

#### 〇活用方法

県内のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行う。平成27年度は9回実施した。また、県主催の連絡協議会において、スクールソーシャルワークについての講義、事例検討での具体的な助言等を行った。また、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用が期待できるよう学校組織体制について、適宜・指導助言を行うことができるようにしている。

#### (6) 課題

事例検討では、それぞれのスクールソーシャルワーカーの資格や強みを生かした働きかけを共有することができた反面、働きかけの違いやスタンスの違いも明らかになった。小・中学校については、市町に委託している事業ではあるが、連絡協議会等を定期的に行い、役割や活用の仕方についてSSW、教育委員会共に共通理解する必要がある。

【事例1】発達障がいのある生徒の学校不適応を解消するための活用事例(⑥その他 発達障害等に関する問題) 広汎性発達障害の生徒が、学校生活において不適応を起こすようになった。集団の中で、他の生徒と一緒に行動することができなくなり、学校としては別室において個別指導を行いながら、保護者と相談し、教室で生活ができるように当該生徒に働きかけていたが、状況は改善できなかった。学校からSSW派遣の依頼があり、SSWはまず当該生徒の様子を観察・指導しながら、学校の支援体制へのアドバイスを行った。また、当該生徒の対応について学校と保護者の関係がぎくしゃくすることもあったが、SSWが第三者の立場で保護者と良好な関係を保ちながら、家庭環境を整えるための働きかけを行った。また、学校に通えない時期もあったが、教育支援センターへ通所できるような体制づくりを行った。当該生徒の卒業にあわせ、福祉部局にこれまでの経過を伝え、今後、何か問題があったときには保護者がすぐに相談できるような体制づくりを行った。

## 【事例2】不登校解消のための活用事例(③)

不登校生徒の事案である。この生徒は2年生の2学期後半に転入してきたが、以前在籍していた学校で不登校であった。この生徒の特性として、こだわりの強さが見られる一面があり、転入先の学校でも級友とうまくコミュニケーションをとることができなかった。学校としても支援の方法を考え、手段を講じてみたものの、不登校の状態が続いた。また、教育支援センターの活用も考え、通所できるよう保護者に働きかけてみたが、保護者の思いとして、学校に通って欲しいと思い続けており、保護者と教育支援センターの面談はできずにいた。学校からSSWへの依頼があり、まずはSSWが当該生徒との良好な関係を作り、その後SSWから教育支援センターの紹介をしたところ、当該生徒や保護者からも好感触を得ることができた。現在は学校の登校と教育支援センターの通所を組み合わせた生活ができるようになっている。

## 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- スクールソーシャルワーカーが福祉的な視点からの支援や環境調整に係ることによって、学校での組織的な取組が進み、県内の数値として、不登校では64件(33%)、いじめでは12件(63%)、友人関係の問題では28件(58%)、発達障がい等に関する問題では27件(39%)、また児童虐待では8件(22%)、家庭環境の問題では57件(29%)が解決、または状況が好転した。
- スクールソーシャルワーカーが児童生徒個々の状況や家庭の状況をよく理解し、学校や保護者に対して支援方法の適切な助言を行った。また、関係諸機関との連絡調整及び積極的な連携支援を行うことで、学校現場からの信頼を得ている。スクールソーシャルワーカーの効果的な活用方法のガイドラインを示すことで効果的な活用が進んだ。

- スクールソーシャルワーカーは随分認知されつつあるが、学校現場や市町教育委員会によっては、活用方法について認識の差がある。児童生徒が置かれた環境の問題への働きかけを行うこと等、どう活用・周知していくかが課題である。
- 本県は離島があり、東西にも長く地域性が異なる。各市町により、スクールソーシャルワーカーの勤務形態や動き方、関わるケースに差が見られる現状がある。現在任用しているスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ方の割合は低い。有資格者は県内には多くおられるが、職に就いておられる方が多く、県の非常勤の職を兼ねることは難しい方が多い。また、スクールカウンセラーと兼務されている方もおられ、関わるケースによって、どの立場で関わるのか分かりにくくなり、子ども、保護者から誤解を招くこともある。人材の確保と資質の向上が喫緊の課題である。
- 県の活動実績によると、本県のスクールソーシャルワーカーは不登校のケースに関わることが多いが、ケースごとに児童生徒の背景は異なる。スクールソーシャルワーカーの入るべきケースなのかどうか、スクールカウンセラー等と協働し、背景を見立てながら考えていく必要がある。

# 岡山県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

# (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等について、教育分野に関する知識や社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、適切な課題把握と解決に向けた計画作成を行い、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を図る。

## (2) 配置・採用計画上の工夫

県内の各市町村を4グループ(各グループを複数ブロックで構成)に分け、各ブロックを複数のスクールソーシャルワーカーが担当した。要請のあった学校へ派遣し、市町村教育委員会や地域の関係機関との連携を図りながら、児童生徒や保護者、学校に対する支援を行った。また、スーパーバイザー1名を委嘱している。

## (3)配置人数・資格・勤務形態

スクールソーシャルワーカーとして28名を採用。資格保有状況は社会福祉士19名、精神保健福祉士23名である。その他の保有する資格としては、教員免許状7名、保育士3名、その他福祉系の資格6名等である。また、その他の福祉や教育の分野における資格・知識・経験を有する18名を、スクールソーシャルワーカーに準ずる者として採用した。非常勤職員として、5時間×週1~5回×42週の勤務を行った。

## (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

事業概要や、スクールソーシャルワーカーの役割(代弁・調整・仲介・連携・コンサルテーション・情報提供等)と基本的姿勢について記したリーフレットを、支援対象の児童生徒や保護者、学校、市町村教育委員会、関係機関に配布した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

## (1) 研修対象

スクールソーシャルワーカー全員を対象としている。

#### (2)研修回数(頻度)

主に新採用者を対象にした研修を年度当初に5回実施し、スーパーバイザーによる指導を行った。また、全員を対象にした研修を年間2回、グループリーダー・サブリーダーとして従事する職員に対する研修を24回実施した。

#### (3)研修内容

スクールソーシャルワークの専門的基盤や学校教育制度についての講話、グループワーク等を行った。

#### (4) 特に効果のあった研修内容

支援対象者別のロールプレイや、初回ケース会議を想定した演習、インシデント・プロセス法による事例研究は、実際に起こる問題への対応力を高めることができた。

## (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

**OSVの設置** 川崎医療福祉大学教授をスーパーバイザーとして委嘱している。

**〇活用方法** 各グループのリーダー、サブリーダーに対し、継続的にスーパービジョンを行った。研修会 での助言だけでなく、アセスメントや支援に際しての具体的な助言も行った。

## (6)課題

スーパービジョンによって、自己覚知が深まっている者も増えている。依頼ケースも増加したが、今後、スクールソーシャルワーカーが、4地域の各グループ内で、事例検討の過程を通じて情報を分析する力や、問題の核心に迫っていく力を、相互に高め合っていくことは不可欠である。また、各グループのリーダーから定期的なフォローを受ける体制を構築することも必要である。

## 【事例1】貧困対策、不登校に関する問題等への対応のための活用事例(①貧困対策、③不登校、④虐待)

中学校1年生女子。小学校5年生の頃から不登校。登校できていたころの成績は上位だった。提出物や学用品がそろいにくく、不登校の原因として家庭の養育環境と友人関係のトラブルであると小学校は認識していた。中学生でも不登校が続き困っているとのことだったので、スクールソーシャルワーカーは担任の家庭訪問に同行した。母親の要望で毎週家庭訪問をすることとなり、徐々に母親と女子生徒との関係を深めていった。その中で女子生徒は学校に行きたいと思っているが、母子家庭で妹ができたことでいじめられ、先生や同年代の子が怖いこと、母親は精神疾患を患っており、夜バイトはしているがお金に困っていること、主任児童委員や保健師、学校の先生が家に来ても基本的に居留守を使っていることが聞けた。スクールソーシャルワーカーは母子の家庭を支えるための方策を学校とも考えたいと伝え、校内ケース会を提案・開催した。その中で学校のみの対応は困難で、保健師、主任児童委員、児童相談所、こども課、生活困窮者自立相談支援事業担当者を含め拡大ケース会を開催することが話し合われた。拡大ケース会では情報共有とともに各関係機関が役割分担をした。スクールソーシャルワーカーは母子と各担当者の関係づくりを手伝うこととなり、その後、母子を含むケース会も開催した。結果、世帯としては生活保護を受給し、母親のクリニック通院とヘルパー利用により女子生徒が子守や家事を担うこともなくなった。女子生徒は保健室登校や別室当校を経て全日制高等学校へ進学に至り、現在は毎日休まず登校できている。

## 【事例2】暴力行為、発達障害に関する問題等への対応のための活用事例(⑤暴力行為、⑥発達障害)

小学校6年生男子。気に入らないことがあると誰彼構わず大声をあげ威嚇をしたり、他児に暴力を振るい怪我をさせたりしているとのことだった。父親も本児への対応に困っており、担任を仲介しスクールソーシャルワーカーが父親と本児に会うこととなった。父親と母親は離婚しており、母親は繰り返される薬物使用で刑務所にて受刑中である。父親は親権、養育権ともに持っているが母親との関係悪化により定職につかず息子への暴力もあったため養育能力がないと判断され、本児は3年前から昨年度末まで施設に預けられていた。父親は定職に就き落ち着いてきたことと、進学は地元でしたいとの本児の要望もあり、今年度より自宅に帰ってくることとなった。学校や父親の困り感はあるものの、本児自身の困り感や今後の生活や教育に関するニーズは把握できていないため、スクールソーシャルワーカーが本児に確認することとなった。本児は友達とは仲良くしたいが思い通りにいかないこと、暴力はいけないと認知はしているが両親からのかかわりが暴力でしかなかったため他の方法が分からないとのこと、幼少期のころより物事に対しての理解に乏しく、学力も低かったことが分かった。スクールソーシャルワーカーは本児へはカウンセラーの紹介、児童相談所やこども課との連携、教員や父親の本児への対応の仕方について仲介、調整を行った。現在は父子共に医療機関でのカウンセリングを受け、児童相談所からの勧めもあり本児は療育手帳を取得し、支援学級で落ち着いて過ごせている。

## 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成27年度に支援を行ったケースは528件と前年より24件増加しており、毎年依頼が増加傾向にある。また依頼件数のうち、約6割のケースが改善・解決している。

#### (2) 今後の課題

家庭や学校、医療・福祉機関との関係が複雑化した段階になって派遣依頼があることも多く、児童生徒の思いを適切に聴き取る技術を持ち、同時に、学校や関係機関と信頼関係を丁寧に築くことのできる人材の確保が望まれる。

学校に対しては、スクールソーシャルワーカーの役割について、ガイドライン等を用いた一層の周知が必要である。地域の保健福祉の担当課や関係機関から、その役割について理解を得るには時間を要すると思われるが、連携や協働に向けて改善すべき課題である。継続的で細やかな支援を行うため、スクールソーシャルワーカーと市町村教育委員会との支援計画の共有や、地域資源を活用した支援体制の構築を、さらに図っていきたいと考えている。

# 広島県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

## (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

広島県では、「平成27年度スクールソーシャルワーカー活用事業」により20名を配置しているが、その内10名を「家庭教育支援アドバイザー」として、10名を「スクールソーシャルワーカー」として配置している。

- 家庭教育支援アドバイザーは、学力向上と生徒指導を一体的に取り組む学力向上総合対策事業の一環として、 平成24年度から配置しており、学力に課題がある児童生徒の保護者等への支援を主な職務とし、児童生徒が落 ち着いて学習できる生活環境を整えるため、家庭・地域と学校との連携・協力を支援する。
- スクールソーシャルワーカーは、経済状況等、生活環境に課題のある児童生徒の保護者等を含む家庭への効果的な支援を主な職務としており、平成27年度から新たに配置した。

## (2)配置・採用計画上の工夫

- 家庭教育支援アドバイザーは、学力向上総合対策事業を実施する県内6市町(呉市、江田島市、三原市、尾道市、三次市、福山市)の10中学校区に配置した。中学校を配置の拠点とし、当該中学校区内の各小学校にも勤務する。
- スクールソーシャルワーカーは、市町の派遣申請を受けて、県内8市町(廿日市市、府中町、海田町、熊野町、北広島町、三原市、庄原市、福山市)の8中学校区及び県立高等学校2校に配置した。各中学校区では、中学校を配置の拠点とし、当該校区内の各小学校にも勤務する。
- 人材確保については、広島県教育委員会ホームページに募集案内を掲示するとともに、広島県社会福祉士会 と連携し、会員への周知を依頼した。また、ハローワーク広島を通じての募集を行った。

#### (3)配置人数・資格・勤務形態

- 配置は、中学校区または高等学校に各1名とし、家庭教育支援アドバイザーは10中学校区に10名を、スクールソーシャルワーカーは8中学校区・県立高等学校2校に計10名をそれぞれ配置した。
- 選考は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者や福祉事務所等の勤務等経験者から行うこととしている。(平成27年度は、教員免許状10名、社会福祉士8名、精神保健福祉士3名など)
- スクールソーシャルワーカー等の勤務時間及び勤務日は、昼夜間や日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法 律に規定する休日等にかかわらず、臨機応変に活動することができる勤務形態としている。
- (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカー及び家庭教育支援アドバイザーの設置要綱をそれぞれ作成し、4月に開催の家庭教育支援アドバイザー及びスクールソーシャルワーカー配置地区等連絡協議会等において、スクールソーシャルワーカー等に対し、事業の趣旨、職務内容等を周知している。

また、広島県の学力向上総合対策事業実施要領の中に、事業の一環として家庭教育支援アドバイザーの項を設けており、この実施要領を広島県教育委員会ホームページに掲載している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

## (1) 研修対象

- スクールソーシャルワーカー及び家庭教育支援アドバイザー
- スクールソーシャルワーカーもしくは家庭教育支援アドバイザー配置校の校長もしくは教頭
- スクールソーシャルワーカー及び家庭教育支援アドバイザー配置校を所管する市町教育委員会担当者及び関係教育事務所指導主事等
- 上記以外で参加を希望する県内の市町教育委員会及び教育事務所の指導主事等
- (2)研修回数(頻度) 年間5回
- (3) 研修内容 取組の成果,課題及び事例についての情報交換・協議 等
- (4) 特に効果のあった研修内容

家庭教育支援アドバイザーが支援を行っているケースについての事例検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

設置なし

(6)課題

児童生徒の生活環境や学習環境の改善に向けた取組について、さらに研修を深める必要がある。

## 【事例1】貧困及び不登校傾向の児童の支援のための活用事例(①, ③)

- 父親は転職して派遣社員となり、また、母親はうつ病と診断されて就労や家事をすることが困難な状況にあるため、経済的に厳しい状態にある。対象児童は、生活リズムが崩れており、遅刻・欠席が多く、家庭の協力も得られないことから、スクールソーシャルワーカーが、関係機関と連携し、支援を行ったケースである。
- (取組) ・ スクールソーシャルワーカーが中心となり、ケース会議を開催し、参加関係者(学校の管理職、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任、SSW、市町関係部局、教育委員会)それぞれの役割を分担する。
  - ・ スクールソーシャルワーカーと市町関係部局職員による家庭訪問を行い,就学援助制度の利用を勧奨し, 教育委員会につなげる。
  - スクールソーシャルワーカー及び担任等で家庭訪問を継続し、保護者との面談を継続する。
- (成果) 就学援助費が支給されるようになり、支給以前にはあった諸費等の滞納もなくなり、家庭状況も安定した。 面談後、父親が学校に協力的になってきたことで、児童は欠席なく毎日登校し、大幅な遅刻もなくなった。

## 【事例2】不登校及び生徒の学習支援のための活用事例(①, ③)

- 母子家庭(母親との2人暮らし)で、母親は就業しておらず、生活保護受給により生計を立てている。当該生徒は、小学校高学年より欠席が増え、昨年度は100日を超えており、学力に課題を抱え、母親からの協力が得られない状況であることから、家庭教育支援アドバイザーが、関係機関と連携し、支援を行ったケースである。
- (取組) ・ 家庭教育支援アドバイザーが中心となり、ケース会議(参加者は、管理職、担任、市町関係部局、家庭教育支援アドバイザー)を行う。
  - ・ 家庭教育支援アドバイザーと市町関係部局の職員とで家庭訪問を行い、生徒に対し、学校外の学習の場 への参加を促すなど学習支援を行う。
  - ・ 市町関係部局の職員が、母親と面談を行う中で、母親に知的に課題があるとの判断がなされ、療育手帳 の取得に向けて支援する。
- (成果) 生徒の欠席日数は減少し、学校以外での学習場所を確保したことなどから生徒の学習意欲が上がった。また、当該生徒の登校状況等が母親の状態よって左右されるため、母親の療育手帳の取得、就業支援を継続して行っている。

## 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成27年度の支援対象となった児童生徒数は、小学校333人、中学校302人、高等学校24人である。 活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」において、「問題が解決」又は「支援中であるが 好転」となった件数の割合は次のとおりである。

|             | 総件数に対する | 家庭環境の問題(児童虐 | 不登校に関する | 発達障害等に関する |
|-------------|---------|-------------|---------|-----------|
|             | 総件数に対する | 待,貧困の問題を除く) | 問題の件数に対 | 問題の件数に    |
|             | 刮石      | の件数に対する割合   | する割合    | 対する割合     |
| 「問題が解決」又は   | 47.7%   | 56, 7%      | 52.6%   | 34.0%     |
| 「支援中であるが好転」 | 41.1/0  | 50. 7/6     | 52.076  | 34.070    |

#### 〈配置校から〉

- スクールソーシャルワーカーが、校内巡回を積極的に行い、気になる児童生徒について該当学年の教員や担任に確実に情報提供を行うなど、教員との連携を密にし、相談を受けた児童生徒に関しては、授業等を参観して、生徒の状況を把握した上で個別面談及び保護者面談を行っている。課題のある児童生徒に対して、関係諸機関との連携を積極的に行った上で、指導する環境が整いつつある。
- 家庭教育支援アドバイザーが、児童生徒や保護者との面談や家庭訪問等を通して信頼関係を築き、気持ちや家庭での状況、悩み等を聞くことにより、保護者と児童生徒、学校と家庭の橋渡しや仲介の役割を担っている。また、我が子の障害や子育てに対する保護者の理解の促進にもつながっている。

## (2) 今後の課題

○ 平成 28 年度から,スクールソーシャルワーカーの配置を 10 名から 12 名に拡充するとともに,家庭教育支援アドバイザーを 10 名配置した。

スクールソーシャルワーカー及び家庭教育支援アドバイザーが、経済状況、家庭の学習環境等、生活環境に 課題のある児童生徒の家庭等に対して、関係機関等との連携しながら、より具体的な助言・支援を行うこと ができるよう、平成28年度に4回開催する連絡協議会を通じて、力量の向上を図る必要がある。

# 山口県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

# (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

福祉に関する専門的な知見を有し、関係機関との連携・調整を行うSSWを県及び市町教委へ配置することにより、ケースに応じたきめ細かな生徒指導体制を構築し、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

また、困難事案等に適切に対応できるよう、県配置のSSWを県エリア・スパーバイザー(エリアSV)として位置づけ、市町SSWを支援し、課題の解決を図る。

## (2) 配置・採用計画上の工夫

- 中核都市を除く県内全18市町にSSWを配置
- ・ やまぐち総合教育支援センターに、エリアSVを配置(県立学校対象)
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
  - ・ 市町配置SSW (延べ79名)

社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士、介護福祉士、保育士、教員免許主に派遣型

県エリアSV(3名)

社会福祉士、臨床心理士

非常勤職員:5時間×4日

- (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について
  - ・ SSWの役割、支援の重要性、SCとの連携、ケース会議の持ち方等についてまとめた「SSW活用マニュアル」「SSW実践事例集」を市町教委及び各学校に配布し、周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

#### (1) 研修対象

山口県においてSSWとして活動している者、県・市町教育委員会のSSW活用事業担当指導主事

#### (2)研修回数(頻度)

- ・ 県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会と連携し、年3回実施(新規SSW研修1回、SSW研修2回)
- 県及び全19市町におけるマニュアル研修の実施(県及び全市町それぞれで年1回)

# (3) 研修内容

- 県社会福祉士会SSW委員会委員長による講義
- ・ 大阪府立大の山野教授による「効果的なスクールソーシャルワーカー配置プログラム研修」
- 「修復的対話法」を活用したロールプレイ
- ・ スーパーバイザーによる講義及び事例発表 等

#### (4) 特に効果のあった研修内容

- 「修復的対話法」を活用したロールプレイ
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
- ○SVの設置 ・・・有
- ○活用方法 ・・・・市町SSWだけでは解決困難な事案に対し、必要に応じスーパーバイズを行う。

## (6)課題

個々のSSWの資質向上。特に面接技法についてのスキルの向上に個々の差が大きく、課題である。

## 【事例1】不登校生徒への活用事例(③不登校、⑥障害等)

中学入学当初は登校。家では、周期的に昼夜逆転を繰り返し、起きているときは自室でゲーム、スマホでのネットゲームに依存。次第に登校しなくなる。本人は、身辺は自立しておらず、幼児のように母に甘える。診察した医師よると「生活年齢は小学校低学年程度」。父親は会社員、母親はうつ病で服薬中。

#### 支援の経過

SSWによる母親との面談を毎月実施し、母親の精神面でのサポートを行うとともに、養育の悩みや家庭環境など徐々に把握し、学校、市教委、市担当者、医療機関等で連携し支援を行った。本人への支援として、スマホ依存については、SSWが解約を試みたが難しく、学校と連携してスマホを休み時間は許可するなど、登校しやすい環境を設定することとした。また、担任と市の福祉担当者や市教委が連携し登校刺激を行い、週に3~4日の登校につながった。SSWは母親との面談を継続し、特に医療とのつながりが切れないよう支援している。

## 【事例2】家庭環境の問題への活用事例(①貧困対策、③不登校)

不登校傾向のある小学校高学年児童。母親は精神面で不安定。税金滞納、兄(中学生)妹(小学校低学年) も不登校傾向。

・SSWによる支援の経過

小学校、中学校、市教委、スクールカウンセラーと連携し、本人たちが登校した際の学習や活動、別室対応等の準備を進め、学校での居場所づくりや学習面での支援体制を構築。担任から本人たちへアプローチを中心に、登校刺激を与えた。両親には、市職員とで税金の返済計画を立てるとともに、母親にはSCによるカウンセリングを継続的に実施。

支援の結果、兄は終日の登校は難しいが、毎日登校できるようになった。本人は教室には入ることができないが、毎日別室登校できるようになり、妹は時折登校渋りがあるが、登校すれば教室に入ることができるまで改善した。スクールカウンセラーの本人たちへのカウンセリングも継続的に開始し、状況はさらに好転しつつある。税金返済については、祖父母からの支援もあり返済を完了した。引き続き、学校、市教委、市職員と連携を図り、本人たちへの支援、家庭への支援を行っている。

## 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

〇支援対象児童生徒数

H26年度:609人 → H27年度:919人

○児童生徒の抱える問題の好転率(解消+好転)

H26年度:44.3% → H27年度:59.0%

市町配置の拡充を行ったことから、支援対象児童生徒数が増え、SSWをより活用しやすい体制が整備されてきたといえる。また、SSWの質の高い支援や、関係機関との連携等により、問題の好転率が向上している。

### (2) 今後の課題

家庭の養育環境の変化など、学校だけでは解決困難な事案が増加しており、学校からのSSWの要請が増えてきている。加えて、SSWの専門性も求められており、今後は、研修体制の更なる充実・強化や、人材の確保、事業予算の確保等が課題である。

# 香川県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

#### (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県立学校においては、平成17年度からスクールカウンセラー(以下「SC」という。)を配置し、その結果中途退学率、不登校率は減少傾向にある。しかし、生徒達は家庭環境等に関する課題を抱えており、その問題解決に向けて個別支援や家庭、関係機関との連携を行って対応する必要があり、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)を配置している。

市町・学校組合立の小・中学校(以下「公立小・中学校」という。)においても、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題等を背景に抱えた不登校児童生徒が多いため、SSWを活用した専門的な指導・支援を行うことを主な目的としている。

#### (2) 配置・採用計画上の工夫

県立学校に対しては、各学校からのSSW派遣要請の多い学校を拠点校とし、そのほか定期的に派遣する学校、要請があれば派遣する学校の3つに分けて、これらの学校を15グループにし、そのグループ内で派遣日時の調整等を行っている。

公立小・中学校に対しては、市町・学校組合教育委員会(以下「市町」と言う。)がSSWを配置するための経費を補助するとともに、県教委が委嘱するSSWを市町や学校の要請に応じて派遣し、市町が雇用するSSWや教職員のスーパーバイズを行っている。

#### (3) 配置人数・資格・勤務形態

- 県立高校・中学校・・・10名を拠点校に配置し、全ての学校に派遣
  - (社会福祉学科等の大学教授2名、社会福祉士3名、精神保健福祉士7名、教員免許状所有者2名 重複あり)
- 公立小・中学校・・・・・社会福祉学科等の大学教授2名、社会福祉士1名を、県SSWとして委嘱し、市町及び 各学校の要請に応じて派遣
- 県教育センター····・社会福祉士1名、元児童相談所職員(臨床心理士)1名を配置し、各学校の要請に応じて派遣
- 市町が雇用するSSW…13市町35人

(社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、特別支援教育士、元教員等)

(4) 「活動方針等に関する指針」 (ビジョン) 策定とその周知方法について

毎年度、SSW活用事業の実施要項を見直しており、派遣できる可能性の高い曜日、支援内容等を周知している。 県立学校については第1回教育相談連絡協議会で周知し、また、公立小・中学校については、関係通知文を出すと ともに、年度当初の市町教育長会や小中校長会等で周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

## (1) 研修対象

- ① 県立学校のSSW、SC、県立学校の教頭、教育相談担当者、生徒指導担当者
- ② 公立小・中学校に派遣するSSWと、市町が雇用するSSW
- ③ 市町が雇用するSSWと、公立小・中学校に派遣するSC、教育相談担当者、生徒指導担当者

#### (2)研修回数(頻度)

- ① 年2回
- ② 年12回
- ③ 年4回

#### (3) 研修内容

- ① 第1回教育相談連絡協議会
  - ・ 講演「ネット社会と学校教育の諸課題」 ・事業説明 ・教育センターへの相談状況等について 第2回教育相談連絡協議会
  - ・ 講演「特別な支援を要する生徒に対して校内でのチーム援助について」
  - ・ グループ協議「チーム学校の構築を目指して」
- ② SSW等月例研修会 活動事例検討、情報交換
- ③ 教育相談担当教員等(SC・SSWを含む)連絡協議会、「チーム学校」連絡協議会、SSW・SC連絡協議会、

## (4) 特に効果のあった研修内容

- SSWとSC、教育相談担当教員、生徒指導担当教員等との連携の在り方について協議
- いじめ防止対策推進法に基づく対応の在り方について研修・協議を行い、SSWとしての役割を確認
- 記録の取り方や活用法、事例検討会の進め方についてのワークショップ

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ 県教委が委嘱するSSWをスーパーバイザーとして、要請に応じて市町や公立小・中学校に派遣

### (6)課題

- 事例検討等の研修を行い、各学校においてより効果的なSSW活用方法を検討する必要がある。
- 市町が雇用するSSWの配置促進を行っているが、都市部から離れた市町においては人材不足が課題となっている。県としては、各種団体と連携したSSWの育成・確保と、SSWの資質向上に向けた研修会等の開催が必要である。
- 勤務形態の違いにより、学校、SSW、SC間の情報共有と実際の対応にタイムラグが生じる。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

## 【事例1】生徒の自立を目指した活用事例(①貧困対策)

母子家庭で生活保護を受けている。週に2~3回程、母親が精神的に不安定になり、パニックを起こして大声を 出して暴れることがある。朝、母親が不安定になった時は、母親を一人にできず母親の面倒を見るために登校しな いこともあった。そこで、このようなことが何度かあったため、本人、担任とスクールソーシャルワーカーで話合 い、今後の対応について検討した。

さらに、母親の精神科主治医にも参加してもらい、本人、担任とスクールソーシャルワーカーでケース会を実施した。主治医からは「母親はパーソナリティ障害で今後も誰かに依存し、問題を起こす恐れがあるだろう。本人がストレスに押しつぶされては元も子もなくなるから、一緒に住まない方がいいのではないか。」とアドバイスをもらった。

その後、生徒の県内就職の内定が出た。しかし、自立を目指して、アパート等を借りることが経済的に困難なため、スクールソーシャルワーカーに自立援助ホームの利用を提案してもらった。また、自立援助ホームへの入所は児童相談所を通すことが必要なので、スクールソーシャルワーカーに情報提供をお願いし、さらに、生活保護課にもスクールソーシャルワーカーが協力を要請してくれ、各機関と連携して支援を行うことができた。

## 【事例2】保護者と学校とのパイプ役としての活用事例(③不登校)

子ども同士のトラブルについて学校の対応に不満をもった保護者が、学校との接触を拒み、子どもも不登校になった。その際、保護者と学校の間にSSWが入り、保護者に対して学校の対応を説明したり、学校に対して保護者の不安を説明したりした結果、子どもは再登校できるようになった。

## 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○ 平成22年度以降、公立高校の中途退学者や不登校生徒が減少している要因の一つに、SC、SSWの有効な活用や相談活動の充実があったのではないかと考えている。

|       | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 中途退学者 | 0.7%   | 0.7%   | 0.6%   | 0.7%   | 0.6%   |
| 不登校生徒 | 1.0%   | 1.2%   | 1.0%   | 0.8%   | 0.9%   |

○ SSWの活動が学校のニーズに応えるものとなっており、公立小・中学校では、家庭訪問等を通したアセスメントが指導に役立ったという報告や、人間関係を構築するグループエンカウンター等の実施が、問題行動の未然防止の観点から効果があったなどとの報告を受けている。

- 教職員がSCとSSWの役割をより理解するとともに、十分連携を図り教育相談体制の充実に一層取り組む必要がある。
- 市町におけるSSWを活用した指導体制をさらに充実させるために、各種団体と連携したSSWの育成・確保と、スーパーバイザーの派遣や研修会の開催による若年のSSWの資質向上が必要である。

# 愛媛県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

# (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援、いじめ、暴力行為、非行等の未然防止、児童虐待 への対応等

## (2) 配置・採用計画上の工夫

地域や学校の実態に応じた活用をしているため、配置方法については市町教育委員会に一任している。

# (3) 配置人数・資格・勤務形態

ア 配置人数 平成 27 年度 19 市町に 25 名のスクールソーシャルワーカーを配置した。平成 24 年度からは 3 名のスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、要請に応じて派遣を行った。

イ 資 格 資格及び人選については、教育や福祉の分野において活動経験のある者から市町教育委員会が人選した。(退職教員…17名、社会福祉士…3名、民生児童委員…2名、臨床発達心理士…2名、教育カウンセラー…1名)

(参考) スーパーバイザー:大学教授…1名、社会福祉士…1名、精神保健福祉士…1名

- ウ 勤務形態 25 名の配置の内訳は、単独校型2名、拠点校型12名、派遣型8名、巡回型3名であり、原則1日4時間、年間90日として実施した。
- (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

活動方針に関する指針として、具体的に支援パターン、支援体制やSSWの役割等について解説 したCDデータを全小中学校に配布し周知している。

# 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

## (1) 研修対象

ア スクールソーシャルワーカー連絡協議会…県内スクールソーシャルワーカー25 名及びスーパーバイザー3名

イ スーパーバイザー派遣による事例検討会…派遣依頼のあった市町のスクールソーシャルワーカー 及び関係者

#### (2) 研修回数(頻度)

ア スクールソーシャルワーカー連絡協議会…年1回 イ スーパーバイザー派遣による事例検討会…年3回

## (3) 研修内容

有識者等によりソーシャルワークに関する講義等を行ったり、各市町での事例を基に対処方法についての研究を行ったりした。

#### (4) 特に効果のあった研修内容

各市町が抱える困難事例に基づく協議や有識者からの指導・助言により、各自が直面している事例に解決の糸口を見出すことができた参加者が多くいた。また、同じスクールソーシャルワーカーとしての悩みや疑問を共有する機会となった。

## (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 設置有り

**○活用方法** 県教育委員会に 3 名配置し、市町教育委員会の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーの備えるべきノウハウや連携の取り方等についてアドバイスを行うため派遣した。また、事例検討のアドバイザーとしても派遣した。

## (6)課題

参加したスクールソーシャルワーカーのスキルのレベルや意識の差は大きく、また、スクールソーシャルワーカーが対応する事例は多様である。そのため、個々の事例研究による研修の充実はもとより、日頃からスクールソーシャルワーカー相互が連携し、事案に対して問題解決を図る方法や体制の在り方についての研修を今後充実させる必要がある。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

## 【事例1】不登校児童のための活用事例(③④⑥)

小学 4 年生男子児童。保護者が障がいを抱えているのでネグレクト傾向があり、その子どもが登校しにくくなっていることへの支援内容を計画した。SSW が保護者への教育相談及び子どもへの登校支援を実施した。保護者・本人の了解のもと、児童相談所や子育て支援係、担当の精神科医、障がい者相談支援専門員などとの連携を取って、保護者の養育困難な状況が適切に把握できるよう情報交換した。また、小学校、中学校への担任等関係者とも情報共有し、学校側が子どもの置かれている状況を適切に把握し、学校の立場で児童生徒への教育的支援がスムーズに行えるよう協力、支援した。なお、本人の兄が中学校に在籍しているため、中学校への働きかけも行った。

## 【事例2】家庭環境の問題解決のための活用事例(⑥)

中学校の特別支援学級在籍の女子生徒。毎日体操服登校で、衣類等本人の清潔にやや問題があり、家庭の協力が得にくいと担任から相談を受ける。

学校の懇談会にSSWが同席し、母親の精神疾患や家事の困難さに関する話を聞くことができた。母親と信頼関係を結ぶ中で家庭訪問を行い、ゴミ屋敷化した状況を把握した。母親の許可を得て、片付けの援助を行うと同時に、地域担当保健師、主任児童委員とケース会議を行う。保健師と家庭訪問を行い、母親自身の発達障がいによるこだわりや生活における優先順位の偏り、母子関係のゆがみ等が分かった。福祉課や病院へのアプローチを現在検討している。

担任は、これまでよりも整頓等を具体的に呼びかけ、また一緒に片付けを行うことにより、制服の購入(体重増による新調)に至った。まだ経過の途中であるが、他機関と協働で見守っていく必要のある事例である。

## 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成 27 年度に、25 名のスクールソーシャルワーカーが、不登校、家庭関係の問題等に対し、継続支援した件数は 505 件である。そのうち、不登校に関するものが 227 件、発達障害に関するものが 69 件、家庭環境に関するものが 67 件、友人関係に関するものが 28 件、その他 114 件である。また、「問題が解決した」ものが 75 件(14.9%)、「支援中であるが好転した」ものが 102 件(20.2%)である。なお、平成 27 年度にスクールソーシャルワーカーを配置した市町における 1,000 人当たりの児童生徒に対する不登校児童生徒数は 8.8 人であり、県内平均 10.1 人を下回った。

## (2) 今後の課題

学校、家庭、地域、関係諸機関が連携して行動できる体制整備の充実が急務であるが、保護者の考え方や価値観の多様化等により、連携を図りにくいケースが増加している。保護者の情報開示への同意が得られにくいケースにおいて、情報をどれだけ共有し、連携をとって対応できるかが大きな課題となる。また、学校による温度差があり、スクールソーシャルワーカーに対する認識や有用性を更に啓発していく必要がある。

# 高知県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

## (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的、(2) 配置・採用計画上の工夫

不登校や問題行動の背景にある児童生徒の心の問題をはじめ、家庭、地域、学校等における児童生徒の置かれているさまざまな環境に対して、社会福祉等の専門的な知識と技術を用いて働きかけ、問題を抱える児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。

市町村教委からスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」と表記する)の配置希望を受け、県教委で検討のうえ、事業委託内容を決定している。市町村教委は地域の実情に応じて、教育委員会、学校、教育支援センター等の教育機関にSSWを配置している。また、県立学校には県教委が直接、SSWを配置している。

#### (3)配置人数・資格・勤務形態

27市町村と9県立学校に計54人を配置している(実人数は44人)。所有資格は教員免許(48人)が最も多く、次に社会福祉士(8人)、保育士(4人)、精神保健福祉士(3人)、臨床心理士(2人)となっている。勤務形態の内訳は、派遣型が32名(59.2%)、単独校型が11名(20.4%)、巡回型が7名(13.0%)、拠点校型が4名(7.4%)となっている。

## (4) 「活動方針等に関する指針」 (ビジョン) 策定とその周知方法について

SSW市町村委託要項及び県立学校派遣要綱に、事業の趣旨等を明示しており、初任者研修や連絡協議会において 適宜周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

## (1)研修対象、(2)研修回数(頻度)、(3)研修内容

| 口 | 研修名                            | 日時    | 対象              | 内容                               |
|---|--------------------------------|-------|-----------------|----------------------------------|
| 1 | 初任者研修会                         | 4/24  | 0 0 W (4n/4 4/) | SSWの専門性や求められる役割等についての理解を深め、活動の円滑 |
| 1 | 初任有研修云                         | 4/24  | SSW(初任者)        | 化を図る。                            |
| 2 | 第一回                            | 6/12  | SSW             | 公的援助制度や支援機関等の社会資源に関する情報をSSWに提供し、 |
| 2 | 連絡協議会                          | 6/12  | 市町村・学校担当者       | SSWが支援するケースの解決や好転を促進する。          |
| 3 | ブロック別                          | 10/2  | SSW             | 近隣地区のSSWが困難なケースについて事例検討を行い、解決・好転 |
| 3 | 協議会                            | ~8    | 市町村・学校担当者       | を図るとともに、専門性の向上や連携の促進を図る。         |
| 4 | 第二回                            | 12/25 | SSW             | 精神保健福祉に携わる専門職の方を講師に迎え、地域における支援活動 |
| 4 | 連絡協議会                          | 12/20 | 市町村・学校担当者       | の実践についての理解を深め、専門性の向上を図る。         |
| 5 | SCとの 12/25 SSW、SC、   市町村・学校担当者 |       | SSW, SC,        | SCとの効果的な連携について、外部講師を招いた講演を行うととも  |
| 5 |                                |       | 市町村・学校担当者       | に、実践発表をもとに協議することでSCとの連携の活性化を図る。  |

#### (4) 特に効果のあった研修内容

状況の好転が難しい事例を基にしたケース検討会を行い、協議を通じて支援方法についての新たな気付きが生まれた。また、事例提供者の今後に役立つ内容となった。事例検討を通じて業務上の悩みや不安を共有することは、専門性の向上やバーンアウトの防止に効果が高い。

## (5) スーパーバイザー (SV) の設置の有無と活用方法

SVを4名、チーフSSW (CSSW) を7名設置している。SVは上記の研修会等において指導助言を行うほか、SVやCSSWが市町村及び県立学校に年間  $1\sim 2$  回(1 回あたり 2 時間)のスーパーバイズを行い、SSWの資質向上や活動に支援に努めている。

### (6) 課題

今後は、学校内のコーディネーターを交えた事例検討等を行い、学校における支援体制の充実と支援会の活性化が 図られていくような研修を実施していく必要がある。

## 【事例1】①貧困対策、③不登校のための活用事例

#### ・本児や家庭の状況

中学生男子。小学校6年生のころから登校できなくなる。こだわりが強く、発達に関する課題が疑われる。人 と話すことが苦手。話す際は相手の顔を見ず、聴き取れないような小声で話す。歯磨き・洗顔・洗髪など、基本 的な生活習慣が身についていない。自宅ではゲームをして過ごしている。

母は不安定な面があり、調子の悪い時は家事が滞る。

#### 支援の経過

SSWが毎週家庭訪問を行う。SSWが、学校と家庭との日程調整を行い、支援員も同行して家庭訪問を行った。SSWが母の相談、支援員が本児の支援中心に関わりを持ち、信頼関係を築いていった。

支援員と本児の関係づくりが進み、訪問回数を徐々に増やすことができた。訪問した際は、一緒にゲームをすることや外出することによってコミュニケーションを図り、信頼関係を深めることができた。SSWは母のしんどさを受け止め、話を傾聴することに努めた。

本児の外出回数が増え始め、支援センターへの通級が開始した。その後、週に3回程度、通所できるようになってきた。

SSWは学校と連絡を密にとり、関係者との定期的な支援会議を設定し、実施した。保健師との連携による医療機関受診など、具体的な支援策の検討や実施後の情報共有や再検討などPDCAサイクルにより効果的な支援を行った。

本児は学校へ足が向きはじめ、週2回の登校ができるようになってきた。さらに、学校行事への参加したこと や体験学習を通じて得た自信が原動力となり、高校進学への意欲が高まってきた。

母は時々不安定になることがあるが、SSWが定期的な訪問を実施し、しんどさを受け止めるように関わりを継続している。支援員は本児に寄り添い、新しい環境にもなじめるようなサポートを行っている。

## ・改善に至ったポイント

SSWがキーパーソンとなる支援員と連携しながら、学校との細かな打ち合わせや具体的な目標設定のための 支援会を継続的に実施した。また、教育支援センターや保健師等、外部の関係機関の力を借りて母親の支援を随 時行ったことで、母親の不安感を取り除けたことが、本児の安定と学校復帰につながった。

定期的な訪問の継続等、フォローを欠かさなかったことも安定が継続している要因と考えられる。

## 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果、(2) 今後の課題

SSW活用事業における活動記録の「支援対象児童生徒数」、「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」(継続総件数と割合)の年度別状況

|                   | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 支援対象<br>児童生徒数     | 817人     | 866人     | 1,076人   | 1,278人   | 2,399人   |
| 支援件数              | 1,095件   | 1, 195件  | 1,399件   | 1,703件   | 2,890件   |
| 問題が解決<br>した割合     | 8. 1%    | 7. 1%    | 7.8%     | 9.9%     | 14.8%    |
| 支援中であるが<br>好転した割合 | 23.0%    | 27.7%    | 28.5%    | 3 4. 4%  | 32.9%    |

支援対象児童生徒数や「解決」・「好転」の合計が年々上昇しており、本県の事業が着実に成果につながっていると考えられる。今後も配置を拡充し、支援件数の増加を図るとともに、ケースを解決・好転につなげるための資質向上に取り組まなければならない。そのため、複数のSSWが合同で行うグループスーパーバイズを活性化するなど、スーパービジョン体制をさらに充実させ、SSWへの支援を手厚くしていくことが重要である。

# 福岡県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

関係機関等とのネットワークを活用して児童生徒が置かれている環境の改善を図る等、社会福祉的な観点から課題解決を図るSSWを活用して、学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ等生徒指導上の諸問題の解決に資する。

(2) 配置・採用計画上の工夫

ア 配置時間の弾力的運用の拡大

1市町教育委員会に対して、1中学校を拠点校、他の全ての中学校を対象校として配置する(県内6市町に配置、15中学校で活用)。当該教育委員会は、配置時間を学校の実態に応じて振り分け運用する。

イ 各教育事務所への設置

県内6教育事務所に1名ずつ、派遣型SSWを配置し、主に小学校のいじめの事案等への対応をする。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

ア 配置人数

合計18名(うち、6名はSV)

内訳は、6市町に各2名(うち、1名はSV)、県内6教育事務所に各1名配置。

イ 資格

「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」等の資格を有する者のうち、過去に教育や福祉の分野において活動実績がある者。

ウ 勤務形態

各市町、各教育事務所により拠点校型、派遣型、巡回型で運用。

SSWは、年35週、週当たり12時間の勤務。

SVは、年35週、週当たり4時間の勤務。

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

ア 研修会等で「SSWの活用についてQ&A」を用いて、活用方法(SSWの役割や配置のねらい等)を周知し、市町村 教育委員会及び学校のSSWについての理解を促進する。

イ 前年度のSSW活用報告書を基に成果と課題を明らかにし、年度初めのSSW運営協議会にて改善策を示し、重点的推 進事項として確認する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

各教育事務所配置SV、県配置SSW、配置市町教育委員会担当者(当番市町)、拠点校・対象校管理職及び担当者、各教育事務所担当指導主事、参加希望SSW(市町村費負担)等。

(2) 研修回数(頻度)

ア 全体研修(年1回)

イ ブロック別(県内6地区を2ブロックにかけて実施)連絡会議(毎月1回)

(3) 研修内容

ア 全体研修

県教委による説明 (平成26年度の実績と27年度の重点的推進事項)。

SVによる講話(SSW活用の仕方及び活用の実際)。

県配置市町による意見交流。

イ ブロック別連絡会議

SVによる事例検討を通した指導助言。

SVの活用については、各教育事務所担当指導主事が連絡調整し、研修会等での活用や配置外の市町村での活用等の理解促進。

(4) 特に効果のあった研修内容

担当市町の事案を活用した事例検討を中心に行い、学校の立場や教育的な視点も意見として反映された上で、SVが 方策を精選する。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ア SVの設置有無

有(県内6教育事務所に各1名、合計6名配置)。

イ 活用方法

各教育事務所単位でSSWへの指導助言。

(6)課題

ア 事例検討における事例内容及び交流形態(ワークショップ形式等)。

イ ブロック別協議会への市町単費等のSSWの参加体制の整備。

#### 【事例1】保護者による身体的虐待が疑われる活用事例(④児童虐待)

(1) 対応ケースの概要

以前から対象児童に痣があったり、対象児童から「(親から)叩かれた」などの発言があったりした。そのような状況を受け、学級担任から、家庭訪問等にて保護者へ対し口頭による注意が行わ

れていた。また、養護教諭を通じて、児童相談所への情報提供も行われていた。

(2) 取組経過

校内での取組については、対象児童や当該家庭へ対する働きかけは行われていた。そこで、SSWを交えた校内ケース会議において、緊急的な状況に陥る可能性があること、SSWの配置期限がわずかであることから、要保護児童対策地域協議会を活用した地域での見守りネットワークを構築していくこととな

- り、下記の取組内容と役割分担を実施した。
- ア 校内での取組を継続(学級担任、養護教諭)
- イ 役場、児童相談所との協議(SSW)
- ウ ア、イを踏まえた学校、役場、児童相談所の3者によるケース会議の実施
- (3) 効果的だったと思われる支援のポイント

SSWを交えて校内での取組内容を精査したこと。

効果的な校外協働が実施できるように、SSWが各機関を訪問し、当該ケースについての取組内容についての取組内容について協議を行ったこと。

## (4) 成果と課題

ア成果

- (ア) 他機関と連携を図ることができた。
- (イ) アの結果、校内協働にとどまらず校外協働まで支援の幅をひろげることができた。

イ 課題

- (ア) 対象児童への権威的な関わりを改善していくための保護者への積極的な働きかけを行っていくこと。
- (イ) 保護者の生活課題を明らかにしていくための情報の精査を行っていくこと。

#### 【事例2】不登校傾向(遅刻欠席過多)の児童及び家庭への支援活用事例(③不登校、①家庭環境の問題)

(1) 対応ケースの概要

一人親家庭であり、保護者が育児や登校に対して積極的でない様子が見られていた。また、対象児童が、近隣の親戚宅へ身を寄せている際は、登校が安定する様子も見られていた。そうした状況から、対象児童の遅刻欠席は、家庭生活に起因すると考えられていた。

(2) 取組経過

校内においては、

ア 家庭訪問等により、対象児童への登校を促すこと

イ アに合わせて、保護者と話しをするように働きかけること

ウ 対象児童が朝食をとれていないことが多かったため、おにぎりなどを準備すること

等の取組が行われていた。

上記イについては、保護者が話しをすることに積極的でないため、詳しい話を聞けない状況であった。

そうした状況を受け、SSWが家庭訪問に同行し、保護者や親戚と話ができるように働きかけを行った。

(3) 効果的だったと思われる支援のポイント

上述の働きかけの際、保護者や対象児童にとってのキーパーソンである近隣の親戚から、対象児童の生活状況を把握していくという観点でSSWが面談を行った。

(4) 成果と課題

ア 成果

- (ア) 保護者のこれまでの生活歴が明らかになったこと。
- (イ) キーパーソンである親戚の当該ケースへ関わっていくについての考えや思いを把握できたこと。
- (ウ) (ア)、(イ)を踏まえ、校内での取組内容を検討し、実施できたことで、家庭と学校との協力関係が築けたこと。 イ 課題
- (ア) 保護者へ対する支援ネットワークの構築。
- イ) 継続した家庭と学校との協力関係の維持。

## 【4】成果と今後の課題

## 

ア 配置校におけるSSWの活用状況 (平成27年度)

- (ア) 児童虐待を除く家庭環境の問題についての支援状況:196件(解決17.3%、好転26.0%、支援中50.5%、その他6.2%)
- (イ) 不登校についての支援状況: 126件(解決 12.7%、好転 27.8%、支援中 55.6%、その他 3.9%)
- (ウ) 発達障害等に関する問題: 97件(解決 6.2%、好転 47.4%、支援中 42.3%、その他 4.1%)
- (エ) いじめを除く友人関係の問題:81件(解決5.0%、好転48.1%、支援中46.9%、その他0.0%)
- ※ SSWが介入して解決、好転するケースが全体の48.3%を占めており、関係機関との連携等をスムーズに行うことで問題の解決、好転につながったことがわかる。

イ 配置校については、校内教育相談体制の組織的取組の推進につながっている。

## (2) 今後の課題

ア 学校とSSWとの連携の促進

- (ア) 教職員がSSW活用について共通理解するための職員研修の実施 (イ) 校種間の接続を意識した継続的な支援体制づくり
- イ SSWが機能する体制づくりの促進
- (ア) 学校の組織的な生徒指導体制の整備及び関係機関との連携(イ) 家庭・地域への情報発信 (ウ) 教育委員会による学校及びSSWへの支援体制の整備
- ウ SSWSV機能を生かしたチーム学校推進事業の取り組みの充実
- (ア) SSWへのSSWSV活動の充実(イ) 配置市町村教育委員会及び学校へのSSW活用に関する理解の促進

# 佐賀県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

## (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

## (2)配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーの派遣を希望する市町教育委員会が、実施計画書を関係教育事務所を通じ、 県教育委員会に申請する。県教育委員会は、その実施計画書と市町の生徒指導上の課題及び生徒数を照らし 合わせた上で、バランス等を考えて、関係教育事務所へ配置の計画を提案している。県立学校への派遣は、 全県立学校で年間250時間を上限とし、学校からの申請を受けて、「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」 の資格を有するスクールソーシャルワーカーを派遣している。

## (3)配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数…2教育事務所、1支所に15名を配置し、19市町に派遣。(社会福祉士7名、精神保健福祉士4名、臨床心理士1名、教員免許状取得者10名)
- ②勤務形態…1日6時間、週4日、年間35週を基本の勤務形態とした時間給非常勤で、一人当たりの年間 勤務時間は原則840時間を上限とする。(但し、複数の市町を兼務する場合は、1,040 時間未満を上限とし勤務することができる。)
- (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」を作成し、4月のスクールソーシャルワーカー連絡 協議会等で、事業の趣旨、職務内容や実施方法等を周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカー、市町教育委員会担当指導主事、各教育事務所担当指導主事

(2)研修回数(頻度)

年間1回

- (3) 研修内容
  - ○講義(佐賀県健康福祉本部地域福祉課より)
    - ・「生活困窮者への支援制度について」
  - ○グループワーク (ケース会議によるプランニング)
    - グループ協議
    - ・グループ協議内容発表
- (4) 特に効果のあった研修内容

具体的事例を扱った、プランニングのやり方と様々な視点による意見交換

- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
- ○SVの設置:有
- ○活用方法:スクールソーシャルワーカーへの指導助言及び相談、年間5回SV会議を開催し、スクールソーシャルワーカーの専門性向上に関する年間計画の企画・調整を行う。県立学校への緊急対応としてSVを派遣する。

## (6)課題

具体的事例による実践的研修を増やすことや関係機関からの専門的意見を取り入れる必要がある。

# 【事例1】不登校対策のための活用事例(①③④⑥)

ネグレクトの家庭環境で養育されている中学校男子生徒で、小学校の頃から登校状況は不安定で、家庭は地域との関わりもない状況である。保護者は就労せず同居親族の収入で生活している。学校や地域から家庭に関わられることへの拒否が強く、家族全員が社会性の低い状況であった。

小学校時代も学校では、食事や衛生面支援を目標に置き、登校の促しをしていたが、なかなか改善しなかった。SSWは就学援助の手続き、健康保険受給支援等で関わりつつ、保護者に登校や虫歯の治療をさせるように促し関係性を繋いではいたが、保護者に変化は見られず、養育環境も著しくは改善しなかった。

今年度になり、中学校への登校の他にも町の適応指導教室利用を勧め、学習環境を整備する一方で、生活困窮者支援制度を利用した支援に切り替え、SSWだけでなく関係機関を拡大し支援人材を増やすとともに、生活物資支援や町の福祉課からの家庭訪問と学校教育課の並行した支援を開始した。福祉関係機関と保護者の関係性が良好になると、登校状況も少しずつ改善し、登校も継続し始めた。本人に対して中学校でも歯磨き、給食、学習補講など教師が熱心に関わっていく事で、学校拒否は減少し登校が継続しつつある。

## 【事例2】進路決定に向けた支援体制の構築(①⑥)

中学校男子生徒で発達障害の診断を受けているが、療育手帳の対象にならなかったため、卒業後の進路について相談に加わってほしいとSSWに学校より依頼があった。

生徒は母子家庭で、母親も障害があるため、祖母に育てられていた。祖母は高齢で健康上の問題もあり、経済的な心配も抱えていた。進路の相談だけでなく、今後の家庭への支援体制も構築しておく必要があったため、学校と市の福祉部署、関連機関との連携を提案した。市の福祉部署、母親のサポート機関、祖母に関わる部署との支援会議を調整して情報共有をし、卒業後の困難発生にも対応できるようにした。

当該生徒の進路については、希望する高校を受験できるように教員が支え、段階的な進路の準備も行い、無事に合格することができた。

## 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録より、解決・好転した件数及び割合

単位:件

|       | 不登校支援<br>支援件数 解決・好転(割合) |               | 家庭環境支援 |            | 発達障害等に関する問題支援 |            |
|-------|-------------------------|---------------|--------|------------|---------------|------------|
|       |                         |               | 支援件数   | 解決・好転 (割合) | 支援件数          | 解決・好転 (割合) |
| 26年度  | 2 2 9                   | 117 (51%)     | 163    | 80 (49%)   | 6 4           | 37 (58%)   |
| 2 7年度 | 269                     | 1 1 5 (4 3 %) | 2 2 4  | 108 (48%)  | 1 1 3         | 63 (56%)   |

※総支援数も869件(昨年度624件)と大きく増加しており、不登校支援や家庭環境支援及び発達障害等に関する問題支援など児童・生徒を取り巻く生活環境の問題の改善にスクールソーシャルワーカーの活動は不可欠で、その重要性は年々増している。

- ・スクールソーシャルワーカーの役割は、様々な問題を抱える児童生徒への対応であり、多くの経験と共に、資質や技術の向上等が求められる。
- ・多様なニーズに応え、十分な活用を行っていくためには、時間数・人員共に不足しており、対応できる 体制を整えていく必要がある。
- ・組織的対応や関係機関との連携におけるスクールソーシャルワーカーの有効性・必要性を学校や市町教育委員会に対して、さらに周知していく必要がある。

# 長崎県教育委員会

- 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)
- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

「平成27年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項(市町教育委員会)より」

- (2)配置・採用計画上の工夫
  - ○市町教育委員会

21ヶ所

○県立学校(拠点校配置) 5ヵ所 ※近隣校についても派遣申請にて対応。 県立学校においては校長から配置希望の書類を提出してもらい、「不登校児童生徒数」、「いじめの認知件数」、「暴力行為発生件数」、「中途退学者数」等の問題行動の状況 や地域・学校の実態を総合的に判断しながら配置を決定している。

- (3)配置人数・資格・勤務形態
  - ○配置人数 27名
  - ○勤務形態 年間630時間。一部、年間420時間
  - ○主な資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許等
- (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

平成27年4月にスクールソーシャルワーカー、各市町教育委員会、配置県立学校に対してスクールソーシャルワーカーの職務内容及び効果的な活用の流れ等を示している。

本県では毎年ビジョンの改訂を行うともに、改訂点については、各種研修会で説明をし、周知に努めている。

- 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について
- (1) 研修対象

各スクールソーシャルワーカー、各市町教育委員会担当者、配置県立学校コーディネーター担当者、 市町児童福祉部局職員、児童相談所職員

(2) 研修回数(頻度)

年1回(8月実施)

(3)研修内容

テーマ:「関係機関との連携について〜要保護児童対策地域協議会の活用〜」についての講演と事例 検討を行った。

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカー等学校関係者のみならず、福祉関係者(市町児童福祉部局・児童相談 所職員)とともに、事例検討を通じて相互理解と関係機関同士の連携強化に資することができた。

- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
  - ○SVの設置:有
  - ○活用方法:各スクールソーシャルワーカーは、電話やメールで相談する。
- (6)課題
  - ○教育と福祉の各専門分野、経験年数に応じた知識や技能を高めるための研修の回数を増やす。
  - ○研修プログラムの工夫(講義、演習、協議等の研修形態)
- 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

# 【事例1】貧困対策(家庭環境の問題、福祉機関との連携等)のための活用事例(①) (状況)

○子どもと保護者に知的な面での遅れが見られる。家庭の所得が低く、養育状態もよくない。

- ・保護者へ言いたいことが伝わりにくい場面が多い。
- 教材費などの集金が滞る。
- ・洋服は、同じ物ばかりを着てくる。
- ・お風呂には、ほとんど入っていない。
- (対応・対策)
  - ○学校と保護者で面談
  - ・生活面と学習面での家庭でのしつけについて

- ○学校と保護者と教育委員会と面談
- ・個別の支援が充実している特別支援学級へ入級することのメリットについて
- ○学校と教育委員会と市町児童福祉部局とスクールソーシャルワーカーで協議
- ・療育手帳や障害者手帳の取得を支援
- ・福祉分野での経済的な支援が受けられる手続きをサポート

## (結果)

- ○教育面・家庭面で具体的な進展があったことにより保護者は、安心している様子。障害者手帳の申請へ向けて取り組みも進んでいる。
- ○困ったことがあった際に相談機関が連携・協働することで、お互いに心強さを感じている。

## 【事例2】小・中・高校と福祉機関の連携による家族支援のための活用事例(⑥)

(状況) 母子家庭4人家族。中学校からの相談により、医療や特別な支援が必要な家庭であることが判明。さらに、家庭内での姉(高校生)の緊急対応時の家族支援や学校での投薬管理等も中学校担任1人で行っており、過大な負担が明らかとなった。母と子ども達それぞれが心身の疾患や発達の課題を抱えており、早急に各学校と福祉関係機関の共通理解、連携した家族全体への支援が必要であった。

## (対応・対策)

まず、家庭での安全確保が最優先と考え、スクールソーシャルワーカーが中心となって児童相談所、市町児童福祉部局に連絡して協議を行った。次に子ども達が通学する各学校間でも情報共有と今後の支援について共通理解が必要であると判断し、小・中・高校の担任と管理職、民生委員に連絡し、要保護児童対策地域協議会個別ケース会議を開催した。

各学校と各関係機関が家庭の現状と支援の必要性、危険な兆候が見られたときの対応等を再確認し、家族支援・子どもへの支援について役割分担を行った。そして民生委員、児童相談所、市町児童福祉部局、スクールソーシャルワーカーが学校と連携して家庭への支援を継続することとなった。

(結果) その後、大きな問題はなく、子ども達も登校を続け、周囲も見守りを続けた。スクールソーシャルワーカーは、定期的に学校訪問し、生徒指導部会や不登校対策部会、校内ケース会議等に参加することで、担任や学年からの多くの情報を聞き取ることができた。さらにその中から緊急性、危険性の高い場合や事案等を察知し、関係機関との連携の元に早期対応を開始することが可能となった。

## 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成27年度にスクールソーシャルワーカーを配置している市町教育委員会、配置県立学校からの調査票の結果によると、スクールソーシャルワーカーの活動について、(1)「児童生徒・保護者・教職員等に対する支援や相談に効果があった」に92%、(2)「関係機関等とのネットワークの構築について効果があった」に77%、(3)「学校内における組織体制の構築・支援に効果があった」に6%の回答があった。いずれもスクールソーシャルワーカーが活動することにより学校だけでは解決することが困難な課題を抱える家庭に、早期介入し、スムーズに関係機関と連携することができたことへの評価である。

- 学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置に関する要望は年々高まっているが、予算及び人材の確保の課題により希望する全ての学校に配置できず、現場のニーズに応じきれていない状況である。特に、医療機関、療育機関など社会資源が少ない離島地域からのスクールソーシャルワーカーの配置要望が高く、各校への配置調整が課題である。
  - スクールソーシャルワーカーの資質・能力の向上を図るために、経験年数や専門性に応じた研修 の充実を図るとともに、スクールカウンセラーとの校内連携のため役割分担を明確し、「チーム学 校」に向けた教育相談体制の充実を図ることが必要である。

# 熊本県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

#### (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題の未然防止及び解消のために、学校、家庭、関係機関との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)を配置する。

SSWは関係機関等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会(ケース会議)等を通して、短期的・中期的・長期的な具体的な対応策を立て、それに基づいて課題解決を図っていくための活動を行う。

#### (2) 配置・採用計画上の工夫

平成27年度は、県内すべての教育事務所、1市教育委員会と県立高校4校(拠点校)に配置し、県内すべての児童生徒及びその家庭を対象としている。

## (3) 配置人数・資格・勤務形態

平成27年度の配置人数は21人(精神保健福祉士のみ3人、社会福祉士のみ7人、両資格所有11人)である。任用条件として、精神保健福祉士又は、社会福祉士の資格、SSWとして2年以上の職務経験を挙げている。勤務形態は、1教育事務所あたり、原則として1日6時間、週1日~5日勤務、県立高校は2~4日勤務とする。

# (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

熊本県教育委員会では、文部科学省のSSW活用事業実施要領に基づき熊本県SSW設置要項を定め、義務教育課での事業を「SSW活用事業」として実施要項を作成し、職務内容を教育事務所、市町村教育委員会、学校に対し周知している。

また、教育事務所では、サポートチーム等の活用マニュアルを作成し、活用方法等を学校へ周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

## (1) 研修対象

#### ア 県連絡協議会

スーパーバイザー(以下SV)、各教育事務所配置のSSW(全員)及び各市町村のSSW(希望者)

イ 地域事例研究会(各地域で、必要な時期に事例研究及びSVによるスーパービジョンを実施) 関係SSW及び関係教育事務所担当指導主事

#### (2)研修回数(頻度)

ア 県連絡協議会・・・年4回(義務教育課)

イ 地域事例研究会・・各教育事務所 年4回×10教育事務所等(義務教育課)・年1回(高校教育課)

### (3) 研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

### (4) 特に効果のあった研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

## (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ○SVの設置 設置済み
- ○活用方法 県連絡協議会及び地域事例研究会に参加していただき、事例研究及びスーパービジョンを実施。

新規任用SSW研修会での講話及び助言を実施。

#### (6)課題

- ・SSWの資質向上につながる研修内容にするため、県の方針、各教育事務所等の意見、SVの意見等を踏ま えた研修内容の見直し。
- ・SSWへの支援要請が増加する中で、SSW個人が研修時間を確保すること。

## 【事例1】不登校改善のための活用事例(③不登校⑥発達障がい)

- ・生徒Aは中学入学後教室に入れず、遅刻や欠席が増加した。授業中の居眠りが多く、睡眠障がいが疑われた。 また、幼少期より発達障がいの特性を疑う行動が目立っていたが、発達障がいに対する保護者の理解が得られなかったため、専門の医療機関を受診する機会はなかった。
- ・本人の状況を改善するため、学校からの要請を受け、SSWが保護者との面談を行った。保護者の同意が得られ、心療内科を受診することができた。
- ・心療内科の受診をきっかけに、保護者・学校・医療機関とのネットワークが構築され、生徒への専門的な支援が始まり、学校生活・家庭生活共に改善の方向に向かっている。

## 【事例2】家庭環境改善のための活用事例(⑥その他)

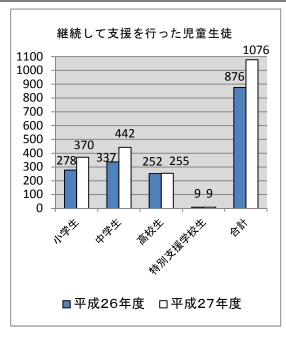
- ・生徒Bの父親は、病気で主治医から余命数日と告知され緊急入院した。母親は海外出身であり、日本語の理解が難しいこと、また、知的障がいを抱えており、状況の把握が難しいことなどから、学校の要請を受けて支援に入った。
- ・SSWは、母親の状況から父親死亡後の諸手続きの遂行が難しいと判断し、父親の親族と連絡を取り合い、 母親を支援した。
- ・生徒本人については、母親の確認を取ったうえで、児童相談所に繋ぎ一時保護した。母親については、関係 部局と連携を図り、生活保護受給について支援した。

# 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ア SSWの役割や職務内容について、市町村教育委員会、校長会等への啓発が進み、平成27年度も継続して支援した児童生徒数が1,076人、訪問活動回数は9,613回となるなど、SSWへの支援要請が多かった。
- イ 教師では対応が難しかった家庭の問題等について、SSWが、その専門性を発揮し、関係機関等と協力しながら、経済面、心理面等から的確に助言し、多方面からの支援を同時に行うことにより、家庭環境等の改善が見られるようになった。また、担任が一人で抱え込まないように、全職員の意識を高め、組織としての指導支援が行われるよう支援を行った。
- ウ 単県事業として各教育事務所に配置している日常的な個別 相談を行う「学校支援アドバイザー」とSSWが連携し、情報 を共有し支援することができた。

また、平成27年度も、スクールカウンセラーを学校配置の他に全教育事務所にも配置したので、教育事務所長のリーダーシップのもと、三者が連携し、役割分担をしながら、保護者や児童生徒に対して的確なアドバイスや支援を行うことができた。



エ SSWの導入により、教育委員会と福祉部局との連携が図られるようになり、いじめや不登校を始め、生 徒指導上の諸問題に対応できるような市町村レベルでのネットワークの構築が進んだ。

- ア SSWが取組んでいる事例以外にも、各学校には様々な問題を抱えた生徒がおり、SSWへのニーズは高い。全ての事案に対してSSWが対応することは難しく、軽微な事案については学校で対応できるよう、校内研修等において、SSWが行う福祉的手法について啓発を図る必要がある。
- イ 増え続ける学校現場からの支援要請件数に対応するため、更なるSSWの配置拡充が求められるが、予算 の確保及び社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を持つ人材の確保が課題である。
- ウ 事象の複雑化に伴い、定期的にスーパービジョンが実施できるよう、SVとの連携体制に工夫を図る必要がある。

# 宮崎教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

# (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有する専門家を「スクールソーシャルワーカー」として学校などに派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくことを目的としている。

## (2)配置・採用計画上の工夫

県内全域への配置及び派遣要請に対する迅速な対応、地域の実態に応じた対応等が図れるように、各教育 事務所(中部・南部・北部)にスクールソーシャルワーカーを配置している。

## (3) 配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】・中部教育事務所 4名 ・南部教育事務所 2名 ・北部教育事務所 1名 SV 1名

【資格】・精神保健福祉士・社会福祉士・認定心理士・看護師・幼、小、中、高等学校教諭免許状等

【勤務形態】・1日あたり6時間、勤務日数100日を基本とする。

(4) 「活動方針等に関する指針」 (ビジョン) 策定とその周知方法について

本県では、「スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」を作成し、事業の趣旨、内容や実施方法の周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカー8名(スーパーバイザー1名を含む)

- (2)研修回数(頻度)
  - · 県教育委員会主催 年 3 回 · 各教育事務所主催 毎月 1 回
- (3)研修内容

【県教育委員会主催】

・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー合同連絡協議会(2回) 教育相談体制の充実に向けた講義・協議

## 【各教育事務所】

・スクールソーシャルワーカー研修会(運営協議会) 事例に基づく協議・情報共有

#### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・各学校の教育相談担当者及びスクールカウンセラーと合同での連絡協議会を開催し、情報の共有及び教育相談体制の充実に向けた協議を実施することにより関係者の連携が深まった。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
- ○SVの設置
  - ・県内に1名配置
- ○活用方法
  - ・スクールソーシャルワーカーへの指導助言及び相談、教育委員会が主催する研修会等での講義
- (6)課題
  - ・スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質の向上に向けた研修の充実
  - ・スクールソーシャルワーカーの勤務条件等の充実
  - ・スーパーバイザーの有効活用

## 【事例1】不登校対応のための活用事例(①貧困対策、③不登校)

母子家庭であり、生活保護世帯である。(3人兄弟)母親は、精神科に通院しており、家庭での教育や経済的に厳しい状況にある。子ども3人ともに不登校。

学校と家庭との関係性が悪く、学校からの要請によりSSWが介入し、学校と家庭とのつなぎを最優先に関わることとした。不登校傾向の児童宅訪問という形で、スクールカウンセラーとも連携し家庭訪問を継続した。また学校で複数回の関係機関も交えたケース会議(社会福祉課、保健師、子ども課、児童相談所、学校、SC、SSW)を行い、情報共有を行うとともに対応について協議した。関わりの期間としては約半年を要したものの、現在不登校は改善されている。

## 【事例2】不登校・暴力行為への対応のための活用事例(③不登校、⑤暴力行為)

自分が抱える困難に対し逃避する傾向が強く、怠学傾向がある。また精神的に安定せず保護者に暴力をふるうこともあった。学校からの要請によりSSWが介入し、保護者への支援を中心とした関係づくりに努めた。また、本人に対するカウンセリングが必要と考え、学校に配置されているスクールカウンセラーと連携を図り、本人に対するカウンセリングを繰り返し実施する事で、情緒の安定や生活リズムの改善などアドバイスし、生活の安定に努めた。

母親との面談も計画的に実施し、家庭の抱える問題の解消に努めた。

本人は行事に積極的に参加するようになり、部活にも意欲的に取り組む姿もみられるようになった。 更に母子の関係も改善された。

## 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○ 本事業の周知が図られたことによって、支援対象となった児童生徒数も増加している。また、平成2 7年度の対応件数は497件となり、学校からの派遣要請が年々増加している。

(支援対象児童生徒数の推移)

平成25年度(333人) 平成26年度(353人) 平成27年度(379人)

○ 支援対象となった児童生徒数の増加は、本事業を通して、各学校の教育相談体制の充実が図られたことと、SSWに対する認知が少しずつ高まりつつある結果だと思われる。

### (2) 今後の課題

○ 支援件数が大幅に増加している反面、支援件数に対する解消率(好転も含む)が、伸び悩んでいる。平成25年度(34.0%) 平成26年度(34.4%) 平成27年度(26.7%)

# 鹿児島県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

## (1) 研修対象

ア 委託市町のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

イ 委託市町以外のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

## (2) 研修回数(頻度)

県としては、年3回実施(年2回開催の連絡協議会においても研修に係る内容を含めている)

(3) 研修内容

「スクールソーシャルワーカーの活動の現状と課題について」鹿児島国際大学准教授 岩井 浩英 「スクールソーシャルワーカーと繋がっていくための学校環境づくり」県臨床心理士会長 芝原 祥三 「SSWとSC等との連携による支援について」立命館大学教授 野田 正人 「効果的なスクールソーシャルワークのあり方」大阪府立大学教授 山野 則子

## (4) 特に効果のあった研修内容

ア スクールソーシャルワーカーと関係機関との連携に関する理解

- イ スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの連携による支援
- ウ 支援計画シート等を使ったアセスメントに係る演習
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
  - ○SVの設置:広域スクールソーシャルワーカー3人(大学准教授と有資格者・経験豊富なSSW)
  - ○活用方法:①困難事案に関する各市町配置のスクールソーシャルワーカーの支援,②市町配置の SSWと各学校の管理職を一堂に集めた研修会における講師

## (6)課題

ア 事例に基づいた研修の深化

イ スクールカウンセラーとの連携,及びスクールソーシャルワーカー間の連携

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

## (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

## (2)配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村に本事業実施の希望調査を行い、実施を希望する市町村の実態を十分に考慮した上で委託契約を結んでいる。スクールソーシャルワーカーの人選や配置人数、派遣形態等については、県教育委員会が示した指針に基づいて、委託市町村の希望を踏まえて、設定するようにしている。

## (3) 配置人数・資格・勤務形態

34 (実人数30) 人のスクールソーシャルワーカーを26市町に配置

社会福祉士 4 人,精神保健福祉士 3 人,教員免許状 1 5 人,その他福祉に係る資格 1 1 人(複数資格保有者あり)巡回型 7 人,拠点校型 1 5 人,派遣型 1 2 人

## (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

ア 事業内容…研修会等の開催,連絡協議会の開催,スクールソーシャルワーカーとしての業務推進 等 イ スクールソーシャルワーカーの職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への積極的な働き掛け
- ・福祉機関等の関係機関・団体との連携・調整、ネットワークの構築の充実推進
- ・学校内におけるチーム体制の構築及び支援の充実
- ・保護者、教職員等に対する相談・支援・情報提供
- ・教職員等への研修活動 など
- ウ 県の活動方針を各市町に示し、各市町の実態に応じて活動方針を作成するとともに、スクールソーシャルワーカーの役割等について周知を図っている。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

## - 【事**例1】不登校生徒のための活用事例(①不登校,⑦家庭環境の問題,⑨心身の健康・保健に関する問題)** ア 対象児童(中学校2年女子)の状況

- ・ 中学1年の2学期から登校しなくなった。
- ・ 2年ではまったく登校なし。母の影響で昼夜逆転の生活で食事以外はほとんどベットで過ごしている。
- ・ 母は精神障害があり、家事も出来ず家庭環境も悪い。
- 校納金は滞納。

## イ SSWの活用

① 校内のケース会議(校長・担任・生徒指導主任・相談支援専門員・SSW)を行う。

学級費の滞納や修学旅行の積立など様々な懸案事項があるのだが、保護者と学校との関係が良くなかった

- ので話し合いがなされていなかった。
- ② 相談支援専門員とSSWが家庭訪問をする。 定期的に家庭訪問を行い学校と福祉関係の支援を行うことを話し合う。母親は睡眠薬など薬を多量に服用 したりするので見守りが必要だった。
- ③ 事件,事故が心配される親子だったので,医療保護として入院措置を検討したが,父が反対し実現できなかった。

市役所でケース会議(母親の姉・福祉課・子育て支援課・相談支援専門員・精神科診療所職員・SSW)を行う。 支援計画に基づきそれぞれの分担を確認する。

- ④ 家事援助でホームヘルパーと訪問看護師が定期的に訪問を行う。
- ウ 改善に向かった要因
  - 母親の影響が大きかったので、母親の改善を行うことで関係機関が連携し対応を行った。
  - ・ 福祉課・子育て支援課・相談支援専門員・精神科診療所職員・SSWが状況を共有しサポートした。
  - SSWも週1回は家庭訪問を行い親子と将来の夢など話し合った。家庭の状況を関係機関に報告した。

## 【事例2】心身の健康・保健に関するための活用事例(⑨心身の健康・保健に関する問題)

ア 対象児童(小学校4年男子)の状況

スポーツ少年団の合宿の食事時に「ご飯をたくさん食べなさい」との声掛けが原因で帰宅後、ご飯を食べなくなった。本人は、日頃はゆっくりとしたペースで量的にはたくさん食べる方ではない。9月の2週目になって家では流動的なものや好きなものを口にするが他は食べなくなった。学校の給食は牛乳やパンは食べない。先生や友達の声掛けにも応じることはなく、身心の不調を自ら訴えることもなかった。担任は母親とも連絡を取り合い、学校でも心身の様子を見守ってきた。食事が摂れなくなって体重減も始まり、3週間程過ぎた後、SSWが相談を受けた。

#### イ SSWの活用

- ① SSWは、校長、養護教諭から当該児童について説明を受けた。学校にて本人の様子観察を行い、担任教諭から最近の授業や給食の様子、また母親とも連絡を取り合っていることを聞いた。対応に悩んでいる母親と面談することにした。
- ② 学校において、担任教諭とSSWが母親と面談 母親に拒食(摂食障害)と思われる症状が発症したきっかけや状況、家庭での様子を詳しく伺い、担任に は学校での給食の様子や授業の様子を伺った。
- ③ SSWが養護教諭を通して母親に小児専門の心療内科クリニックを紹介した。 本人も母親も医師の診察でカウンリングを受けながら治療することに、母親は安心し喜んだ。今後2週間に1回受診することになった。
- ウ 改善に向かった要因
  - ・ 担任,養護教諭そして母親が児童の心身を心配して,家庭での様子や学校での様子について連携を取りな がら食事摂取の状況を見守り続けてきたこと。
  - ・ SSWが相談を受けて、小児科の受診を促し、その後小児専門の心療内科クリニックを紹介し、すぐに受診されたこと。
  - 本人と母親が安心されて、医師を信頼し継続して通院していること。

## 【4】成果と今後の課題

# (1)スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

活用事業における実施市町と市町単独予算による実施市町の数が昨年と異なるため前年度との比較は難しいが、特に次の点で成果が見られた。

- ア 支援の対象となった児童生徒数。(491人)
- イ 支援件数に対し、約33.4%の問題が解決または好転している。
  - ・ 支援件数(491件)中、問題が解決または好転した件数(71件)
- ウ 各市町の学校への周知により、教員のスクールソーシャルワーカーの役割や必要性についての理解が深まっている。

#### (2)今後の課題

ア スクールソーシャルワーカーの役割について学校現場に理解されるようになり、ニーズも高まっている。 一方、活動回数や時間数の不足から対象児童生徒への十分な支援ができていない。県の予算を拡充し活動回 数、時間を増やすとともに、実施していない市町へと拡充していくような方策が必要である。

イ 社会福祉士,精神保健福祉士等が都市部に集中しており,有資格者をスクールソーシャルワーカーとして 活用することが難しい市町村がある。また,資質向上を図るための研修会について充実させる必要がある。

# 沖縄県教育委員会

# 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成27年度)

## (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題行動の背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っているため、関係機関等と連携・調整し、児童生徒が置かれた環境の問題(家庭、友人関係等)に対する働きかけが必要である。スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)は、教育と福祉の両面において専門的な知識・技術を有するとともに、学校、家庭、地域等、児童生徒にかかわる全ての背景や状況を視野に入れて判断し、校内体制づくりや関係機関とのネットワークの構築など、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。このような活動を通して、不登校やいじめ、児童虐待等の未然防止、早期発見及び早期解決を図る。

## (2) 配置・採用計画上の工夫

- 文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に、問題を抱える学校を選定し、SSWの配置により問題が軽減されると予想される学校に配置する。
- 要請のある学校及び児童生徒の在籍数の多い小・中学校を中心に派遣する。

#### (3)配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 20 名
- ② 有資格者5名

(社会福祉士・精神保健福祉士1名、社会福祉士1名、教員免許1名、社会福祉主事任用2名)

- ③ 勤務形態 月16日以内、1日6時間、年間176日(拠点18名、派遣2名)
- (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

沖縄振興計画『沖縄21世紀ビジョン基本計画』(公表)に「・・・学校等に対し、教育と福祉の両面に関わるスクールソーシャルワーカー等を配置し、幼児児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図ります。」と掲載し、県民に広く周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

県配置SSW、小中アシスト相談員、心の教室相談員、市町村配置の教育相談員、就学支援員 登校支援員、スクールサポーター、家庭児童支援員

## (2) 研修回数(頻度)

- 県スクールソーシャルワーカー連絡協議会 年1回(本庁開催)
- 県生徒指導関連事業相談員等連絡協議会 毎月1回(教育事務所開催)
- 地区教育相談員等連絡協議会 年6~7回(教育事務所開催)

## (3)研修内容

- 教育相談活動の現状と課題及び情報交換
- 子ども理解に関する講演
- 事例検討と対応策についての協議

## (4) 特に効果のあった研修内容

- 教育相談活動の現状と課題及び情報交換により、県配置SSWと各関係機関の相談員や支援員等との 連携に向けた関係が深まり、お互いの役割について理解することができた。
- 元公立学校長による子ども理解に関する講演により、教育に対する考え方、子どものやる気を引き出す スキルや考え方等について理解を深めることができた。
- 事例検討と対応策についての協議において、課題の多い複雑な事例を共有、検討することで、より多く の支援方法やアイデアが得られた。また、問題を共有することで抱え込みの防止につながった。

## (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- スーパーバイザーの設置 設置無し
- 今後、大学教授等の有識者に協力を求める予定である。

## (6)課題

- SSWの資質向上に向けた、精神科医や大学教授などを講師とした研修内容の充実
- 市町村が配置するSSWとの連携、また複雑化・多様化する問題行動等の課題に対応できるよう、事例 を取り上げた研修内容の充実

# 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

## 【事例1】不登校の解決のためのSSWの活用事例(3)

他校で長期欠席をしていた子どもが、環境を変えてやり直したい理由から、転入してくるとの情報が入ったため、SSWが先に児童の状態や家庭環境の状況を把握した上で、学校教職員や他機関と連携して万全の受入体制を整えた。これにより、子どもに寄り添いながら困り感をくみ取り、子どもや母親と相談しながらスモールステップを積み重ね、不登校の改善につながった。

## 【事例2】経済的理由による家庭環境の悪化等の解決のためのSSWの活用事例 ( ① ③ )

経済的理由による家庭環境の悪化、また保護者のアルコール依存症により、子どもが家庭に居場所がなく、遊び非行傾向の不登校に陥っていた。そこで、SSWが保健師や児童家庭課と連携し、家庭支援を続けたことにより、生活保護が受けられるようになり、家庭生活に落ち着きが見られはじめ、子どもの不登校の改善につながった。

## 【事例3】不登校の解決のためのSSWの活用事例(3)

問題を抱える家庭の中で不登校になった子どもに対し、SSWが家庭訪問や電話等により積極的な関わりを続けたことで、信頼関係が構築され、本人から今の環境から抜け出したいという強い意思を確認することができた。そこで、SSWが関係機関(児童家庭課、障がい福祉課、就労支援者等)へつなぎ、保護者に対しては関係機関による精神的な課題への対応及び就労支援を行い、並行して信頼できる親戚宅にて生活ができるよう環境を整えたことにより、登校復帰につながった。

## 【4】成果と今後の課題

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 継続してSSWを配置した学校においては、SSWの働きかけにより、学校と関係機関(児童相談所、 市町村の福祉部局、適応指導教室、教育委員会等)との連携が密になった。支援を要する児童生徒の保護 者と時間をかけて相談活動を行い、生活保護を受けさせたことにより経済的不安が軽減され、生活環境が 改善された例がある。ある学校においては、不登校生徒数が平成25年度29人、26年度21人、27年度 19人と着実に減少している。
- 継続してSSWを配置する地区においては、不登校の現状として、小・中学校ともに増加傾向であったが、約半数近くが登校復帰につながっている。これは、家庭支援・保護者支援が必要なケースが増える中、SSWの働きによる、学校と関係機関等と連携した支援体制の構築が要因であると考える。

- 子どもが抱える問題行動の背景が複雑化する中、学校におけるSSWの役割は大きいと考える。SSW が全市町村及び学校に配置されるよう、事業拡充の必要を感じる。
- SSWの専門性に見合った処遇が十分に受けられていないため、優秀な人材が他に流出する例が見られることから処遇改善を図る必要がある。
- SSWの業務内容について、支援を要する児童生徒の保護者や地域に対し、更なる周知を図る。
- SSWの資質向上に向け、研修内容を充実させる。